

# 熊本市公報

## 第 1368 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号  
熊本市総務局総務課  
発行日 毎月 15 日・末日

## 目 次

### 条 例

○熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 57 号）	1527
○熊本市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例（条例第 58 号）	1529
○熊本市公民館条例の一部を改正する条例（条例第 59 号）	1531
○熊本市在宅福祉センター条例の一部を改正する条例（条例第 60 号）	1532
○熊本市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例（条例第 61 号）	1534
○熊本市立養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例（条例第 62 号）	1535
○熊本市はなぞの学苑条例を廃止する条例（条例第 63 号）	1537
○熊本市平成学園条例を廃止する条例（条例第 64 号）	1538
○熊本市手数料条例の一部を改正する条例（条例第 65 号）	1539
○熊本市保育園条例の一部を改正する条例（条例第 66 号）	1540
○熊本市児童発達支援ルーム条例（条例第 67 号）	1541
○熊本市病院事業条例の一部を改正する条例（条例第 68 号）	1544
○熊本市自動車運送条例の一部を改正する条例（条例第 69 号）	1547
○熊本市水道条例の一部を改正する条例（条例第 70 号）	1549
○熊本市下水道条例の一部を改正する条例（条例第 71 号）	1557
○熊本市工業用水道給水条例の一部を改正する条例（条例第 72 号）	1563
○熊本市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例（条例第 73 号）	1565
○熊本市専用水道条例の一部を改正する条例（条例第 74 号）	1567
○熊本市植木地区汚水処理施設条例の一部を改正する条例（条例第 75 号）	1568
○熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（条例第 76 号）	1569
○熊本市物産館条例（条例第 77 号）	1571
○熊本市都市公園条例の一部を改正する条例（条例第 78 号）	1578
○熊本市体育施設条例の一部を改正する条例（条例第 79 号）	1581
○熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例（条例第 80 号）	1582
○熊本市営住宅条例の一部を改正する条例（条例第 81 号）	1585
○熊本市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（条例第 82 号）	1586
○熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例（条例第 83 号）	1587
○熊本市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例（条例第 84 号）	1588

## 規 則

○市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則（規則第 81 号）	1589
○熊本市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第 82 号）	1625

○熊本市児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の措置に関する規則の一部を改正する規則 (規則第 83 号) .....	1630
○熊本市保育所における保育等に関する規則の一部を改正する規則 (規則第 84 号) .....	1632
○熊本市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第 85 号) .....	1633
○熊本市特定優良賃貸住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第 86 号) .....	1634
<b>訓 令</b>	
○熊本市市有財産審議会に関する訓令の一部を改正する訓令 (訓令第 12 号) .....	1636
<b>告 示</b>	
○市道の区域変更 (告示第 916 号) .....	1638
○市道の供用開始 (告示第 917 号) .....	1638
○市道の区域変更 (告示第 918 号) .....	1638
○市道の区域変更 (告示第 919 号) .....	1639
○市道の供用開始 (告示第 920 号) .....	1639
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 922 号) .....	1640
○平成 2 5 年度市税督促状の公示送達 (告示第 923 号) .....	1640
○屋外広告物法による保管した広告物又は掲出物 (告示第 924 号) .....	1640
○放置自転車の売却等 (告示第 925 号) .....	1641
○放置自転車の移動及び返還 (告示第 926 号) .....	1641
○市道の認定 (告示第 927 号) .....	1642
○市道の廃止 (告示第 928 号) .....	1644
○市道の区域決定 (告示第 929 号) .....	1644
○市道の供用開始 (告示第 930 号) .....	1647
○生活保護法等による医療機関の指定 (告示第 932 号) .....	1649
○生活保護法による医療機関の指定 (告示第 933 号) .....	1650
○生活保護法による指定医療機関の変更 (告示第 934 号) .....	1650
○生活保護法による指定医療機関の廃止 (告示第 935 号) .....	1651
○生活保護法による指定医療機関の休止 (告示第 936 号) .....	1651
○生活保護法等による介護機関の指定 (告示第 937 号) .....	1651
○生活保護法による指定介護機関の変更 (告示第 938 号) .....	1652
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 939 号) .....	1653
○介護保険法による指定居宅サービス事業の廃止 (告示第 940 号) .....	1653
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 941 号) .....	1654
○介護保険法による指定居宅サービス事業の廃止 (告示第 942 号) .....	1654
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による就労継続支援 A 型事業 者の指定廃止 (告示第 943 号) .....	1654
<b>公 告</b>	
○平成 2 5 年度熊本市一般任期付職員 (文化財専門職) 採用選考試験の実施 (公告第 825 号) .....	1655
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 826 号) .....	1655
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 827 号) .....	1655
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 828 号) .....	1656
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 831 号) .....	1656
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 832 号) .....	1656

○開発行為に関する工事の完了 (公告第 833 号) .....	1657
○差押財産の公売 (公告第 834 号) .....	1657
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 835 号) .....	1658
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 836 号) .....	1659
○第 4 5 次住居表示整備事業に伴う町の区域及び名称の変更 (公告第 837 号) .....	1659
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 838 号) .....	1659
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 840 号) .....	1660
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 841 号) .....	1660
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 843 号) .....	1660
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 844 号) .....	1661
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 845 号) .....	1661
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 847 号) .....	1661
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 848 号) .....	1661
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 849 号) .....	1662
<b>東 区</b>	
○住民票の職権消除 (東区告示第 13 号) .....	1662
<b>南 区</b>	
○住民票の職権消除 (南区告示第 9 号) .....	1662
<b>交 通 局</b>	
○熊本市交通局自動車安全管理規程 (交通局規程第 13 号) .....	1663
<b>上 下 水 道 局</b>	
○給水装置工事の事業の休止 (上下水道局告示第 71 号) .....	1666
<b>病 院 局</b>	
○熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (病院局規程第 14 号) .....	1666
<b>教 育 委 員 会</b>	
○熊本市教育委員会会議の開催 (教委告示第 16 号) .....	1668
<b>農 業 委 員 会</b>	
○農業委員会総会の招集 (農委公告第 14 号) .....	1669
<b>人 事 委 員 会</b>	
○熊本市単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則 (人委規則第 6 号) .....	1669

<b>条 例</b>
------------

条 例 第 5 7 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例（昭和 3 9 年条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号中「者」の次に「であること。」を加える。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（機能別団員の任期）

第 5 条の 2 機能別団員（特定の活動にのみ参加する団員をいう。以下同じ。）の任期は、4 年を超えない範囲内で消防団長が定める。

2 機能別団員は、再任されることができる。ただし、その者の機能別団員としての通算した在職期間は、4 年を超えることができない。

3 前条の規定は、第 1 項の任期が満了したことによる機能別団員の退職については、適用しない。

第 6 条第 2 項ただし書中「免職、退職」を「免職され、退職し、」に改め、同条第 3 項中「就職又は免職、退職」を「就職し、又は免職され、退職し、」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

4 第 2 項ただし書及び前項の規定は、第 1 2 条第 2 項の規定により団員の身分を失った場合について準用する。

別表中 「 23,000 円 」 を 「 23,000 円（機能別団員  
にあつては、8,000 円） 」 に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 条 例 第 5 8 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日

熊本市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

熊本市交通安全対策会議条例（昭和 4 5 年条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「の各号」を削る。

第 3 条第 5 項中「の各号」を削り、同項に次の 1 号を加える。

(8) その他市長が必要と認めて任命する者

第 5 条第 1 項中「2 0 人」を「3 0 人」に改め、同条第 2 項中「委員」の次に「又は特別委員」を、「職員」の次に「又は団体の構成員若しくは職員」を加え、同条第 3 項中「及び委員」を「、委員及び特別委員」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 幹事は、非常勤とする。

第 7 条中「前各条」を「この条例」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

別表交通安全対策会議委員の項中「交通安全対策会議委員」の次に「、交通安

全対策会議特別委員及び交通安全対策会議幹事」を加え、「10,000円」を  
「10,000円以内」に改める。

条 例 第 59 号

平成 25 年 12 月 25 日

熊本市公民館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市公民館条例の一部を改正する条例

熊本市公民館条例（昭和 43 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表熊本市城南公民館の項中「（図書室 熊本市南区城南町宮地  
1050 番地）」を削る。

附 則

この条例は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。



## 条 例 第 6 0 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日

熊本市在宅福祉センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

## 熊本市在宅福祉センター条例の一部を改正する条例

熊本市在宅福祉センター条例（平成 4 年条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「援護を要する在宅の高齢者、障害者、その家族等に対し、在宅介護等の総合的な福祉サービスを提供するとともに、」を削る。

第 2 条の表熊本市中央在宅福祉センターの項を削る。

第 3 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、同条第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号を同条第 3 号とする。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とし、第 6 条から第 1 2 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 1 3 条第 2 項第 5 号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同条を第 1 2 条とし、第 1 4 条を第 1 3 条とし、第 1 5 条を第 1 4 条とする。

第 1 6 条第 1 項中「第 1 3 条第 2 項の規定により指定された」を削り、「第 8 条」を「第 7 条」に改め、同条第 2 項中「（老人デイサービス事業に係る利用料金にあつては、次に定める額の合計額）」を削り、同項各号を削り、同条第 3 項中「第 8 条」を「第 7 条」に改め、同条を第 1 5 条とし、第 1 7 条から第 2 0 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

別表中「第 8 条」を「第 7 条」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 6 1 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日

熊本市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例

熊本市老人デイサービスセンター条例（平成 4 年条例第 4 6 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 条 例 第 6 2 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日

熊本市立養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市立養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例

熊本市立養護老人ホーム等設置条例（平成 1 3 年条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市立養護老人ホーム設置条例

第 1 条中「基づく老人短期入所施設及び」を「基づき、」に改め、「(以下これらを「養護老人ホーム等」という。)」を削る。

第 2 条中「養護老人ホーム等」を「養護老人ホーム」に改め、同条の表中熊本市立明生園の項及び熊本市立明飽苑の項を削る。

第 3 条第 1 項を削り、同条第 2 項を同条とする。

第 4 条中「養護老人ホーム等」を「養護老人ホーム」に改め、同条の表中熊本市立明生園の部及び熊本市立明飽苑の部を削る。

第 5 条第 1 項を削り、同条第 2 項を同条第 1 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に、「養護老人ホーム等」を「養護老人ホーム」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 6 条第 1 項中「養護老人ホーム等」を「養護老人ホーム」に改める。

第 7 条第 1 項並びに同条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「養護老人ホーム等」を「養護老人ホーム」に改め、同項第 4 号中「その他」を「前 3 号に掲げるもののほか、」に改める。

第 8 条、第 9 条第 1 号及び第 3 号、第 1 0 条第 1 項並びに第 1 2 条中「養護老人ホーム等」を「養護老人ホーム」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 6 3 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日

熊本市はなぞの学苑条例を廃止する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市はなぞの学苑条例を廃止する条例

熊本市はなぞの学苑条例（昭和 5 7 年条例第 1 3 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 6 4 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日

熊本市平成学園条例を廃止する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市平成学園条例を廃止する条例

熊本市平成学園条例（平成 2 年条例第 3 8 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 6 5 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日

熊本市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市手数料条例の一部を改正する条例

熊本市手数料条例（昭和 2 5 年告示第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 7 号を第 4 8 号とし、第 4 6 号の次に次の 1 号を加える。

(47) 輸出食品衛生証明書の交付 1 件につき 6 0 0 円

附 則

この条例は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。



条 例 第 6 6 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日

熊本市保育園条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市保育園条例の一部を改正する条例

熊本市保育園条例（昭和 3 9 年条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

別表城東保育園の項中「中央区水道町 6 番 1 5 号」を「中央区九品寺 1 丁目 1 3 番 2 0 号」に改め、同表大江保育園の項を削る。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表城東保育園の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

## 条 例 第 6 7 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日

熊本市児童発達支援ルーム条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市児童発達支援ルーム条例

(設置)

第 1 条 就学前の障害児（児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 4 条第 2 項に規定する障害児をいう。以下同じ。）に対し、児童発達支援（法第 6 条の 2 第 2 項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）を実施するとともに、就学前の障害児の保育等に関し、熊本市内の保育所（法第 7 条第 1 項の保育所をいう。）、幼稚園（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条の幼稚園をいう。）等（以下「保育所等」という。）に対する適切かつ効果的な支援を実施するため、児童発達支援ルーム（以下「支援ルーム」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 支援ルームの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
熊本市中央児童発達支援ルーム	熊本市中央区九品寺 1 丁目 1 3 番 2 0 号
熊本市西児童発達支援ルーム	熊本市西区沖新町 6 7 5 番地
熊本市北児童発達支援ルーム	熊本市北区麻生田 4 丁目 1 0 番 2 3 号
熊本市横手保育園児童発達支援ルーム	熊本市中央区横手 2 丁目 1 番 1 1 号

(事業)

第 3 条 支援ルームは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 就学前の障害児に対する児童発達支援の実施に関すること。
- (2) 就学前の障害児及びその保護者からの児童発達支援に係る相談及びこれらの者に対する援助に関すること。
- (3) 保育所等への訪問による、保育所等の職員からの就学前の障害児の保育等に係

る相談並びに保育所等の職員への就学前の障害児の保育等に係る指導及び援助に関すること（熊本市横手保育園児童発達支援ルームを除く。）。

(4) 就学前の障害児の保育等に係る研修の実施に関すること（熊本市中央児童発達支援ルームに限る。）。

(5) 前各号に掲げるもののほか、支援ルームの設置目的を達成するために必要な事業  
(使用者)

第 4 条 前条第 1 号に規定する事業に係る便宜の供与（以下「支援サービス」という。）を受けることを目的として支援ルームの使用をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第 2 1 条の 5 の 5 第 1 項に規定する通所給付決定に係る就学前の障害児及びその保護者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者  
(登録)

第 5 条 前条に規定する支援ルームの使用をしようとする障害児の保護者は、あらかじめ市長に申請して、使用の登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受け、登録の可否を決定したときは、当該申請者に通知するものとする。

(使用の制限)

第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、支援ルームの使用を制限することができる。

- (1) 支援ルームの設置目的に反する使用をするおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 支援ルームの施設又は設備を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 支援ルームの管理上支障があるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、使用が不適當であるとき。

(使用料)

第 7 条 支援サービスを受けた障害児の保護者は、使用料として法第 2 1 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額（同条第 1 項に規定する障害児通所給付費その他国又は地方公共団体による

給付費の支給がある場合にあつては、それらの支給に係る額を控除した額) を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、その都度納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、第 1 項の使用料を減免することができる。

(入場の禁止等)

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を禁止し、又は支援ルームからの退場を命ずることができる。

(1) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすと認められる者又はそのおそれがある物品等を携帯する者

(2) 支援ルームの秩序を乱すと認められる者

(支援ルームの職員の指示)

第 9 条 支援ルームを使用する者(以下「使用者」という。)は、その使用に当たっては、支援ルームの職員の指示に従わなければならない。

(損害賠償の義務)

第 10 条 使用者は、支援ルームの使用に当たってその施設又は設備を毀損し、又は滅失したときは、速やかに原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 条 例 第 6 8 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日

熊本市病院事業条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

## 熊本市病院事業条例の一部を改正する条例

熊本市病院事業条例（平成 2 0 年条例第 1 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「7 5 0 円」を「7 7 0 円」に改め、同条第 4 項中「7, 5 0 0 円」を「7, 7 1 0 円」に改め、同条第 6 項の表中

「

A 室 1 人用（トイレ及び洗面所設置）	4, 000 円
B 室 1 人用	2, 000 円
C 室 2 人用	1, 000 円

」

を

「

A 室 1 人用（トイレ及び洗面所設置）	4, 320 円（助産に係る使用料にあつては、4, 000 円）
B 室 1 人用	2, 160 円（助産に係る使用料にあつては、2, 000 円）
C 室 2 人用	1, 080 円（助産に係る使用料にあつては、1, 000 円）

」

に改め、同条第 7 項の表中

5,250 円	を	5,400 円	に改め、
3,150 円		3,240 円	
2,630 円		2,700 円	

同条第 9 項の表中

2,100 円	を	2,160 円	に改める。
2,100 円		2,160 円	
5,250 円		5,400 円	
5,250 円		5,400 円	
5,250 円		5,400 円	
5,250 円		5,400 円	
5,250 円		5,400 円	
1,050 円		1,080 円	
4,200 円		4,320 円	
4,200 円		4,320 円	
5,250 円		5,400 円	
5,250 円		5,400 円	
3,150 円		3,240 円	
5,250 円		5,400 円	
4,200 円		4,320 円	
4,200 円		4,320 円	
3,150 円	3,240 円		
5,250 円以下において管理者が定める額	5,400 円以下において管理者が定める額		

附 則

- この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この条例の施行の日前に利用の申込みがなされた熊本市立熊本市民病院、熊本市立熊本市民病院附属芳野診療所及び熊本市立植木病院の手数料の額については、この条例による改正後の熊本市病院事業条例第 4 条第 9 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 条 例 第 6 9 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日

熊本市自動車運送条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市自動車運送条例の一部を改正する条例

熊本市自動車運送条例（昭和 3 7 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号ア中「3 1 円 5 0 銭」を「3 2 円 5 0 銭」に改める。

別表第 2 時間制旅客運賃の項中「1 2, 2 0 0 円」を「1 3, 1 8 0 円」に、「9, 5 0 0 円」を「1 0, 2 6 0 円」に、「8, 1 0 0 円」を「8, 7 5 0 円」に改め、同表キロ制旅客運賃の項中「6 6 0 円」を「7 1 0 円」に、「5 1 0 円」を「5 5 0 円」に、「4 1 0 円」を「4 4 0 円」に、「3 9 0 円」を「4 2 0 円」に、「3 2 0 円」を「3 5 0 円」に、「4 0 0 円」を「4 3 0 円」に、「2 8 0 円」を「3 0 0 円」に改める。

別表第 3 回送料金の項中「3 9 0 円」を「4 2 0 円」に、「3 6 0 円」を「3 9 0 円」に、「3 4 0 円」を「3 7 0 円」に、「2 6 0 円」を「2 8 0 円」に、「1 9 0 円」を「2 1 0 円」に改め、同表深夜早朝運行料金の項中「3, 0 0 0 円」を「3, 2 4 0 円」に改め、同表時間待機料金の項中「5, 5 0 0 円」を「5, 9 4 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発行された定期乗車券のうち施行日前に申込みのあったものに係る定期旅客運賃については、なお従前の例による。



- 3 この条例による改正後の別表第 2 及び別表第 3 の規定は、施行日以後に申込みのあった貸切旅客運送に係る貸切旅客運賃及び貸切旅客料金について適用する。

(熊本市自動車運送条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 熊本市自動車運送条例の一部を改正する条例（平成 9 年条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項及び第 3 項を削り、附則第 1 項の項番号を削る。

## 条 例 第 70 号

平成 25 年 12 月 25 日

熊本市水道条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市水道条例の一部を改正する条例

熊本市水道条例（昭和 33 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第 8 条」を「一第 8 条」に、「給水装置の工事及び費用」を「給水装置工事及びその費用負担」に、「～第 16 条」を「一第 16 条」に、「～第 24 条」を「一第 24 条」に、「～第 35 条」を「一第 35 条」に、「～第 40 条」を「一第 40 条」に改める。

第 1 条中「及び」を「(以下「料金」という。),」に改め、「給水装置工事」の次に「(以下「工事」という。)」を加え、「並びに」を「及び」に改める。

第 3 条中「、「給水装置」を「給水装置」に改める。

第 5 条第 1 項中「所有者 (」の次に「第 26 条の 2 第 2 号を除き、」を加え、同条第 2 項中「管理者に」を「、管理者に」に改め、同項第 2 号中「もの」を「場合」に改め、同条第 3 項中「これ」を「、これ」に改める。

第 7 条中「責」を「責め」に改める。

「第 2 章 給水装置の工事及び費用」を「第 2 章 給水装置工事及びその費用負担」に改める。

第 10 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の場合において、利害関係人があるときは、同項の規定による申込みをする者（以下「工事申込者」という。）は、当該利害関係人の同意書又はこれに相当するものを添えて、当該申込みを行わなければならない。

第 11 条第 1 項中「給水装置工事（以下「工事」という。）」を「工事」に改め、同

条第 2 項中「、指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者」に改め、同条第 3 項中「法令で」を「法令に」に、「管理者」を「、管理者」に改める。

第 1 2 条の見出し中「工事」を「工事等」に改め、同条第 1 項ただし書中「管理者においてその費用を負担する」を「当該負担を免除する」に改め、同条第 2 項中「で給水装置の申込みがあった場合は、その配水管の布設に要する」を「への水道による水の供給に対する要望に応じて、管理者が配水管を布設するときの当該布設に要する費用に係る当該要望する者の」に改める。

第 1 3 条の見出し中「指定」を「指定等」に改める。

第 1 5 条の見出し中「前納」を「納付等」に改め、同条第 1 項中「工事の申込者は、工事費概算額（以下「前納金」という。）を」を「管理者が工事を施行する場合にあっては、工事申込者は、当該工事の費用の概算額（以下「工事費概算額」という。）を管理者に」に改め、同項ただし書中「官公署及び」を「工事申込者が官公署又は」に改め、「機関」の次に「であるとき」を加え、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項本文の場合において、工事申込者が工事費概算額を管理者が定める日までに納付しないときは、管理者は、当該工事申込者が第 1 0 条第 1 項の規定による申込みを取り下げたものとみなすことができる。

第 1 5 条第 3 項中「前納金」を「第 1 項本文の規定により前納された工事費概算額」に、「これを」を「、これを」に改め、同項ただし書中「これ」を「還付又は追徴」に改める。

第 1 7 条第 1 項中「及び法令又は」を「又は法令若しくは」に、「制限」を「制限し、」に改め、同条第 3 項中「その責」を「、その責め」に改める。

第 1 8 条の見出しを「(使用水量の計量)」に改め、同条中「料金算定」を「料金の算定」に改める。

第 1 9 条の見出し中「保管」を「保管等」に改め、同条第 2 項中「よる保管者」を「よりメーターを保管する者」に、「メーター」を「これ」に改め、同条第 3 項中「の管理義務」を「に規定する義務」に、「き損した」を「毀損した」に改める。

第 1 9 条の 2 の見出し中「管理」を「管理等」に改め、同条第 1 項中「その他」を「その他の」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する」を「管理者は、前項の規定による」に改め、「管理者が」を削り、同条第 3 項中「修繕その他」を「規定により行った修繕その他の処置」に改め、同項ただし書中「の認定によってこれを徴収せず、又

は減額する」を「が別に定める場合に該当するときは、当該費用の全部又は一部の負担を免除する」に改め、同条第 4 項中「の管理義務」を「に規定する管理義務」に改める。

第 2 1 条中「場合」を「ときは」に改め、同条第 2 号中「給水装置」を「水」に改める。

第 2 2 条中「場合」を「ときは」に改め、同条第 3 号中「の者」を「に規定する者」に改める。

第 2 4 条第 1 項中「演習」の次に「のために使用する場合」を加え、「使用し」を「使用し」に改め、同条第 2 項中「立会」を「立会い」に改める。

第 2 4 条の 2 の見出し中「責務」を「権限等」に改め、同条第 1 項中「定める」を「規定する」に、「及び」を「又は」に改める。

第 2 4 条の 3 の見出し中「責務」を「責任」に改め、同条第 1 項中「貯水槽水道のうち」を削り、「に定める」を「に規定する」に、「の定める」を「に定める」に、「その水道」を「当該簡易専用水道」に改め、同条第 2 項中「前項に定める」を削り、「別に定めるところにより」を「市長が定める基準に従い」に改める。

第 2 5 条の見出しを「(料金の納付義務者)」に改め、同条中「水道料金 (以下「料金」という。)」を「料金」に改める。

第 2 6 条の見出しを「(料金の額)」に改め、同条中「次表」を「、次の表」に、「種別、用途及びメーター口径」を「給水装置の種類、水の用途及びメーターの口径」に改め、「おいて、」の次に「その額に」を加え、同条の表中「種別、用途及び口径」を「給水装置の種類、水の用途及びメーターの口径」に、

「

「

一 般 用	13 ミリ メー トル	945 円
	20 ミリ メー トル	1,302 円

専 用 給 水 装 置	一 般 用	13 ミリ メー トル	972 円
		20 ミリ メー トル	1,339.2 円

25 ミリ メー ル	1,774.5 円
40 ミリ メー ル	4,042.5 円
50 ミリ メー ル	8,767.5 円
75 ミリ メー ル	15,592.5 円
100 ミ リメー トル	26,880 円
150 ミ リメー トル	57,750 円
浴場営業用	150 立方 メートル (基本水 量) 以下 5,460 円
一時用	

を

25 ミリ メー ル	1,825.2 円
40 ミリ メー ル	4,158 円
50 ミリ メー ル	9,018 円
75 ミリ メー ル	16,038 円
100 ミ リメー トル	27,648 円
150 ミ リメー トル	59,400 円
浴場営業用	150 立 方メー トル(基本水 量) 以下 5,616 円
一時用	

に、「15.75円」を「16.2円」に、「141.75円」を「145.8円」に、「168円」を「172.8円」に、「194.25円」を「199.8円」に、「231円」を「237.6円」に、「252円」を「259.2円」に、「273円」を「280.8円」に、「304.5円」を「313.2円」に、「57.75円」を「59.4円」に、「551.25円」を「567円」に、「315円」を「324円」

に、「630円」を「648円」に改め、同表備考第1項中「「一般用」を「この表において「一般用」に改め、同表備考第2項中「「浴場営業用」を「この表において「浴場営業用」に改め、同表備考第3項中「「一時用」を「この表において「一時用」に改める。

第26条の2の見出し中「の料金」を「に係る料金の額」に改め、同条中「各号に」の次に「掲げる区分に応じ、当該各号に」を加え、同条第1号中「もの」を「共同住宅」に、「メーター口径により」を「メーターの口径に応じて」に改め、同条第2号中「規定するもの以外のもの」を「掲げる共同住宅以外の共同住宅」に、「の総使用水量」を「における総使用水量」に、「その戸数」を「使用戸数（当該共同住宅の全戸数のうち現に賃借人等（賃借人その他これに類する者又は当該共同住宅を使用している当該共同住宅の所有者をいう。以下同じ。）がいる戸数をいう。）」に、「各戸ごとに前条の一般用メーター口径20ミリメートル」を「現に賃借人等がいる各戸に口径が20ミリメートルのメーターが設置されているものとみなして、前条」に改める。

第27条第1項中「料金は」を「一般用（第26条の表に規定する一般用をいう。以下同じ。）及び浴場営業用（同表に規定する浴場営業用をいう。以下同じ。）の料金は」に改め、「みなして、」の次に「当該」を加え、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、「までに」の次に「第1項の規定により」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「直接納付」を「、直接納付」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 一時用（第26条の表に規定する一時用をいう。以下同じ。）の料金は、2月ごとの定例日における使用水量を計量し、当該定例日の属する月の翌月分として算定する。

第28条の見出しを「(使用水量の認定等)」に改め、同条中「場合」を「とき」に、「その」を「水の」に改め、同条第4号を削り、同条第3号中「用途」を「水の用途」に、「算定基準の届出」を「料金算定の基準となる届出の内容」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「料率の異なる」を「水を」に、「用途に」を「用途で」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前号に掲げる場合のほか、使用水量が不明のとき。

第30条第1項中「受けた場合」の次に「の一般用」を、「各号に掲げる」の次に「場合の」を加え、「ところによる」を「額とする」に改め、同条第2項中「前項の規定に

かかわらず、」を削り、「における浴場営業用（第 26 条の表に規定する浴場営業用をいう。）」を「の浴場営業用」に改め、「掲げる」の次に「場合の」を加え、「ところによる」を「額とする」に改め、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「定例日間に」の次に「水の」を加え、「その」を削り、「多い方」の次に「の用途」を加え、「料率による」を「用途によって算定する」に改め、同項を同条第 4 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

3 定例日間に使用を開始し、若しくはやめ、又は給水停止を受けた場合の当該定例日間の一時用の料金は、当該定例日間の使用水量に応じた従量料金の額とする。

第 32 条第 1 項の表以外の部分を次のように改める。

給水装置の新設工事又は増径工事の申込みを行う者は、次の各号に掲げる工事の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を加入金として、当該申込みの際に納付しなければならない。

(1) 給水装置の新設工事 次の表に定める設置するメーターの口径に応じた基準額

(2) 給水装置の増径工事 当該増径工事前のメーターの口径に応じた基準額と当該増径工事後のメーターの口径に応じた基準額との差額に相当する額

第 32 条第 1 項の表中「メーター口径」を「メーターの口径」に、「63,000円」を「64,800円」に、「126,000円」を「129,600円」に、「189,000円」を「194,400円」に、「630,000円」を「648,000円」に、「1,260,000円」を「1,296,000円」に、「3,150,000円」を「3,240,000円」に、「6,300,000円」を「6,480,000円」に、「12,600,000円」を「12,960,000円」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、各戸にメーターを設置する共同住宅に係る加入金は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 給水装置の新設工事 各戸に設置するメーターの口径に応じた基準額の合計額

(2) 給水装置の増径工事 当該増径工事をする戸ごとに当該増径工事前のメーターの口径に応じた基準額と当該増径工事後のメーターの口径に応じた基準額との差額に相当する額を算出した額の合計額

第 3 2 条第 3 項中「場合は」を「ときは、」に改める。

第 3 3 条第 1 項第 1 号中「1, 0 5 0 円」を「1, 0 8 0 円」に改め、同項第 4 号を次のように改める。

- (4) 工事検査手数料 次に掲げる工事に係るメーターの口径の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 20 ミリメートル以下 1 件につき 2, 5 0 0 円
  - イ 25 ミリメートル以上 40 ミリメートル以下 1 件につき 5, 0 0 0 円
  - ウ 50 ミリメートル以上 1 件につき 7, 0 0 0 円

第 3 6 条第 1 項中「又は使用者」を「若しくは使用者」に改める。

第 3 6 条の 2 第 2 項ただし書中「その」を「前項に規定する」に改め、同条第 3 項中「前項の」を「前項ただし書の規定による」に、「費用の」を「当該費用の」に改め、「ついで、」の次に「管理者が」を加える。

第 3 9 条第 1 号中「第 1 0 条」を「第 1 0 条第 1 項」に改め、同条第 2 号中「第 1 9 条第 1 項の」、「第 3 0 条第 4 項の」、「第 3 6 条第 1 項の」及び「第 3 8 条の」の次に「規定による」を加え、同条第 3 号中「管理者に」を「第 2 1 条第 3 号の規定による」に改め、「第 2 4 条の」を削り、「の目的以外に」を「以外の目的で」に改め、同条第 4 号中「の給水装置」を「に規定する給水装置」に改め、同条第 5 号中「前各号」の次に「に掲げる者」を加える。

第 4 1 条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「この」の次に「条例に定めるもののほか、この」を、「管理者が」の次に「別に」を加える。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の熊本市水道条例(以下「新条例」という。)第 2 6 条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の直近の定例日(新条例第 2 7 条第 1 項の定例日をいう。以下同じ。)以後の使用水量に係る料金(新条例第 1 条の料金をいう。以下同じ。)について適用する。ただし、定例日の属する月が偶数である地区の次に掲げる料金については、なお従前の例による。



(1) 平成26年6月の定例日の前日までの間に使用をやめ、又は給水の停止を受けた場合の当該期間に係る料金

(2) 平成26年7月分の料金

- 3 新条例第32条第1項及び第2項並びに第33条第1項第1号の規定並びに次項の規定による改正後の熊本市水道条例の一部を改正する条例（平成22年条例第63号）附則別表の規定は、施行日以後に申込みがあったものについて適用し、施行日前に申込みがあったものについては、なお従前の例による。

（熊本市水道条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 4 熊本市水道条例の一部を改正する条例（平成22年条例第63号）の一部を次のように改正する。

附則別表中「メーター口径」を「メーターの口径」に、「39,900円」を「41,040円」に、「52,500円」を「54,000円」に、「141,750円」を「145,800円」に、「283,500円」を「291,600円」に、「525,000円」を「540,000円」に、「1,050,000円」を「1,080,000円」に、「6,300,000円」を「6,480,000円」に、「12,600,000円」を「12,960,000円」に改める。

## 条 例 第 7 1 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日

熊本市下水道条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市下水道条例の一部を改正する条例

熊本市下水道条例（昭和 4 6 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 3 号を削る。

第 3 条ただし書を削る。

第 4 条第 4 号及び第 5 号中「の区分」を「に掲げる区分」に、「掲げる」を「定める」に改める。

第 5 条の 2 第 1 項中「排水設備等の新設等を行おうとする者は、当該」を「前条第 1 項の場合において、新設等を行おうとする」に改め、「による」の次に「事業所等（事業所、工場、病院、学校、官公署等をいい、一般家庭を除く。以下同じ。）の」を、「ときは、」の次に「排水設備等の新設等を行おうとする者は、」を加え、「前条第 1 項」を「同項」に改め、同項ただし書を削る。

第 1 3 条の 2 第 1 項中「（水道水以外の水の使用による一般家庭汚水に係るものを除く。）」を削り、「汚水量（」を「汚水の量（」に、「算定し、その算定した」を「第 1 4 条の 2 第 1 項、第 4 項又は第 5 項の規定により認定し、その認定した」に改め、「算定した額」の次に「（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同条第 2 項を削る。

第 1 4 条第 1 項を次のように改める。

事業所等において水道水と水道水以外の水を併せて使用した場合の使用料の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 次条第 1 項第 1 号、第 4 項又は第 5 項の規定により認定した当該水道水の使用

による排除汚水量を基に算定した使用料の額

- (2) 次条第 1 項第 2 号、第 4 項又は第 5 項の規定により認定した当該水道水以外の水の使用による排除汚水量を基に算定した使用料の額

第 1 4 条第 2 項中「熊本市水道条例第 2 6 条の表に定める一般用の種別に該当する水道水を使用している者又は水道水以外の水（別表に定める公衆浴場汚水に係るものを除く。）を使用している者が、定例日間」を「定例日間（一の定例日から次の定例日の前日までの間をいう。）」に、「の使用料」を「における別表に定める一般汚水に係る使用料」に、「区分」を「場合の区分」に、「ところによる」を「額とする」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 使用日数が 3 0 日を超えない場合 次に掲げる額の合計額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
- ア 基本使用料の額に使用日数を乗じて得た額を 3 0 で除して得た額
  - イ 従量使用料の額
- (2) 使用日数が 3 0 日を超える場合 アに掲げる額とウに掲げる額とを合算した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）及びイに掲げる額とエに掲げる額とを合算した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額
- ア 基本使用料の額
  - イ 基本使用料の額に使用日数から 3 0 を減じた数を乗じて得た額を 3 0 で除して得た額
  - ウ 排除汚水量に 3 0 を乗じて得た数を使用日数で除して得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。以下「特別算定水量」という。）を 1 月の排除汚水量とみなした従量使用料の額
  - エ 排除汚水量から特別算定水量を減じた数を 1 月の排除汚水量とみなした従量使用料の額

第 1 4 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項に規定する場合における別表に定める公衆浴場汚水に係る使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 使用日数が 3 0 日を超えない場合 排除汚水量に応じた使用料の額
- (2) 使用日数が 3 0 日を超える場合 次に掲げる額の合計額

ア 特別算定水量を 1 月の排除汚水量とみなした使用料の額

イ 排除汚水量から特別算定水量を減じた数を 1 月の排除汚水量とみなした使用料の額

第 1 4 条の 2 の見出し中「算定方法」を「認定」に改め、同条第 1 項中「算定」を「認定」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 水道水のみを使用による排除汚水量は、水道水の使用水量とする。
- (2) 水道水以外の水のみを使用による排除汚水量は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める使用水量とする。

ア 水道水以外の水を使用するための設備に当該水道水以外の水の使用水量を計測するための装置（以下「計測装置」という。）が取り付けられている場合 当該計測装置により計測した使用水量

イ アに掲げる場合以外の場合 事業所等にあつては使用の態様を勘案して、一般家庭にあつては次項の規定による届出に基づいて管理者が認定した水道水以外の水の使用水量

- (3) 水道水と水道水以外の水の併用による一般家庭の排除汚水量は、次に掲げる使用水量の合計水量とする。

ア 水道水の使用に係る水量について第 1 号の規定を適用して認定した使用水量

イ 水道水以外の水の使用に係る水量について前号アの規定を適用して認定した使用水量又は次項の規定による届出に基づいて管理者が認定した使用水量

第 1 4 条の 2 第 3 項を削り、同条第 2 項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、「記載した申告書」の次に「(次項において「申告書」という。)」を加え、同項後段を削り、同項を同条第 3 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

2 使用者（一般家庭の汚水を公共下水道に排除してこれを使用する者のうち、計測装置を取り付けていないものに限る。）は、管理者が別に定めるところにより、水道水以外の水の使用水量を認定するために必要な事項について、遅滞なく、管理者に届け出なければならない。その届け出た事項に変更があつたときも、同様とする。

第 1 4 条の 2 に次の 2 項を加える。

4 前項の規定により申告書が提出されたときは、管理者は、第 1 項の規定にかかわらず、当該申告書の内容を審査して排除汚水量を認定することができる。

5 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、管理者がこれらの規定によることなく排除

汚水量を認定する必要があると認めるときは、実地の調査（第 15 条の 2 第 1 項の規定による立入検査を含む。）その他の管理者が適当と認める方法により排除汚水量を認定することができる。

第 14 条の 3 第 1 項中「管理者は、前条第 1 項第 2 号の規定による認定をする」を「水道水以外の水の使用による排除汚水量を認定する」に、「使用者の施設」を「管理者は、当該水道水以外の水を使用するための設備」に、「計測のための装置（以下「計測装置」という。）」を「計測装置」に改める。

第 15 条の 2 第 1 項中「一般家庭汚水」を「一般家庭の汚水」に改める。

第 15 条の 3 中「使用料を」を「これを」に改める。

第 25 条中「条例で」を「条例に」に改める。

第 26 条第 2 号中「若しくは第 12 条第 1 項若しくは第 2 項」を「、第 12 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 14 条の 2 第 2 項」に改め、同条第 3 号中「又は第 12 条第 1 項若しくは第 2 項」を「、第 12 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 14 条の 2 第 2 項」に改める。

別表中「一般家庭汚水及び事業汚水（公衆浴場汚水及び水道水以外の水の使用による一般家庭汚水を除く。）」を「一般汚水」に、「850円」を「874.28円」に、「14円」を「14.39円」に、「125円」を「128.57円」に、「165円」を「169.71円」に、「200円」を「205.71円」に、「240円」を「246.85円」に、「280円」を「287.99円」に、「325円」を「334.28円」に、「12円」を「12.34円」に改め、同表水道水以外の水の使用による一般家庭汚水の項を削り、同表備考第 2 項を同表備考第 3 項とし、同表備考第 1 項中「公衆浴場汚水」を「この表において「公衆浴場汚水」」に改め、同項を同表備考第 2 項とし、同表備考に第 1 項として次の 1 項を加える。

- 1 この表において「一般汚水」とは、公衆浴場汚水以外の汚水をいう。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の熊本市下水道条例（以下「新条例」という。）第 1 4 条の 2 第 2 項に規定する事項の調査その他の準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 前項の準備行為に応じ、この条例による改正前の熊本市下水道条例（以下「旧条例」という。）第 2 条第 1 1 号の使用者が上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に新条例第 1 4 条の 2 第 2 項に規定する事項を届け出たときは、当該使用者は、施行日に同項の規定による届出をしたものとみなす。

- 4 新条例第 1 3 条の 2 及び第 1 4 条の 2 の規定（水道水以外の水の使用による一般家庭の汚水に係るものを除く。）並びに別表の規定（旧下益城郡城南町及び旧鹿本郡植木町の区域における水道水以外の水（新条例附則第 2 2 項の規定により水道水以外の水とみなされるものを含む。以下「旧 2 町井戸水等」という。）の使用による一般家庭の汚水に係るものを除く。）は、定例日（新条例第 1 3 条の 2 の定例日をいう。以下同じ。）の属する月が奇数である地区（以下「奇数地区」という。）にあつては施行日以後の直近の定例日、定例日の属する月が偶数である地区（以下「偶数地区」という。）にあつては偶数基準日（施行日の属する月の翌月において、定例日に相当する日を基準として管理者が定める日をいう。以下同じ。）以後に排除した汚水に係る使用料について適用し、次に掲げる使用料については、なお従前の例による。

- (1) 奇数地区における施行日以後の直近の定例日前に排除した汚水に係る使用料
- (2) 偶数地区における偶数基準日前に排除した汚水に係る使用料
- (3) 偶数地区において平成 2 6 年 6 月の定例日の前日までの間に使用をやめた場合（水道水の給水停止によるものを含む。）における当該期間に排除した汚水に係る使用料

- 5 新条例第 1 3 条の 2 及び第 1 4 条の 2 の規定（水道水以外の水の使用による一般家庭の汚水（旧 2 町井戸水等に係るものを除く。）に係るものに限る。）は、奇数地区にあつては奇数基準日（施行日の属する月において、定例日に相当する日を基準として管理者が定める日をいう。以下同じ。）、偶数地区にあつては施行日以後の直近の定例日以後に排除した汚水に係る使用料について適用し、次に掲げる使用料については、なお従前の例による。

- (1) 奇数地区における奇数基準日前に排除した汚水に係る使用料

- (2) 偶数地区における施行日以後の直近の定例日前に排除した汚水に係る使用料
- 6 前項の場合において、次に掲げる使用料の額を算定するときは、旧条例別表に規定する一般家庭汚水（水道水以外の水の使用による一般家庭汚水を除く。）とみなして同表を適用するものとする。
- (1) 奇数地区及び偶数地区における平成 26 年 7 月分の使用料
- (2) 奇数地区において、平成 26 年 5 月の定例日の前日までの間に使用をやめた場合（水道水の給水停止によるものを含む。）における当該期間に排除した汚水に係る使用料
- (3) 偶数地区において、平成 26 年 6 月の定例日の前日までの間に使用をやめた場合（水道水の給水停止によるものを含む。）における当該期間に排除した汚水に係る使用料
- 7 新条例第 13 条の 2、第 14 条の 2 及び別表の規定（旧 2 町井戸水等の使用による一般家庭の汚水に係るものに限る。）は、平成 27 年 3 月 23 日以後の直近の定例日以後に排除した汚水に係る使用料について適用し、同日前に排除した汚水に係る使用料については、なお従前の例による。
- 8 前項の規定にかかわらず、施行日以後の直近の定例日から平成 27 年 3 月 23 日以後の直近の定例日の前日までの間に排除した汚水に係る定例日間（新条例第 14 条第 2 項の定例日間をいう。以下同じ。）の 1 月当たりの使用料の額は、1,748 円とする。
- 9 附則第 5 項及び第 7 項の規定によりなお従前の例によることとされる使用料に係る排除汚水量（新条例第 13 条の 2 に規定する排除汚水量をいう。）の認定については、なお従前の例による。
- 10 附則第 5 項及び第 7 項の規定によりなお従前の例によることとされる使用料のうち水道水と水道水以外の水の併用による一般家庭の汚水に係る使用料の額は、旧条例第 14 条第 1 項の規定に基づき算定するものとする。
- 11 附則第 5 項及び第 7 項の規定によりなお従前の例によることとされる使用料のうち使用者が定例日間に公共下水道の使用を開始し、又はやめた場合における当該定例日間の水道水以外の水の使用による一般家庭の汚水に係る使用料の額は、旧条例第 14 条第 2 項の規定に基づき算定するものとする。

## 条 例 第 7 2 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日

熊本市工業用水道給水条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市工業用水道給水条例の一部を改正する条例

熊本市工業用水道給水条例（平成 2 2 年条例第 6 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「使用水量等の決定」を「使用水量の決定等」に、

「第 6 章 雑則（第 2 7 条—第 3 1 条）」を 「第 6 章 雑則（第 2 7 条—第 3 0 条）  
第 7 章 罰則（第 3 1 条）」

に改める。

第 2 章の章名中「使用水量等の決定」を「使用水量の決定等」に改める。

第 2 0 条第 2 項中「前項の」を「前項に規定する」に改める。

第 2 3 条第 2 項中「定める基本料金、特定料金及び超過料金の合計額」を「掲げる料金の区分に応じ当該各号に定める額の合計額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」に改め、同項ただし書を削り、同項第 1 号及び第 2 号中「5 2. 5 円」を「5 4 円」に改め、同項第 3 号中「1 0 5 円」を「1 0 8 円」に改め、同条第 3 項中「前項」を「前項第 1 号」に、「又は特定料金」を「及び同項第 2 号の特定料金」に改める。

第 2 6 条第 2 号中「掲げる」の次に「給水施設工事に係る量水器の口径の」を加え、同号アからウまでの規定中「量水器口径が」及び「のとき」を削る。

第 2 7 条第 4 号中「定める」を「掲げる」に改める。

第 3 0 条の次に次の章名を付する。



第 7 章 罰則

第 3 1 条の見出しを削る。

附 則

- 1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市工業用水道給水条例第 2 3 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後の直近の定例日（同条例第 2 2 条第 2 項の定例日をいう。）後の使用水量に係る料金（同条例第 2 3 条第 1 項の料金をいう。以下同じ。）から適用し、同日以前の使用水量に係る料金については、なお従前の例による。

## 条 例 第 7 3 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日

熊本市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

熊本市農業集落排水処理施設条例（平成 2 2 年条例第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項中「算定した額」の次に「(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同条第 3 項第 1 号ア中「1, 0 5 0 円」を「1, 0 8 0 円」に改め、同号イ中「8 4 0 円」を「8 6 4 円」に改め、同項第 2 号ア中「1, 0 5 0 円」を「1, 0 8 0 円」に改め、同号イ中「8 4 0 円」を「8 6 4 円」に改め、同項第 3 号ア中「1, 0 5 0 円」を「1, 0 8 0 円」に改め、同号イ中「8 4 0 円」を「8 6 4 円」に改め、同号ウ(ア)中「1, 0 5 0 円」を「1, 0 8 0 円」に改め、同号ウ(イ)中「2, 1 0 0 円」を「2, 1 6 0 円」に改め、同号ウ(ウ)中「5, 2 5 0 円」を「5, 4 0 0 円」に改め、同号ウ(エ)中「8, 4 0 0 円」を「8, 6 4 0 円」に改め、同号ウ(オ)中「1 0, 5 0 0 円」を「1 0, 8 0 0 円」に改める。

別表第 2 一般家庭污水及び事業污水（公衆浴場污水及び水道水以外の水の使用による一般家庭污水を除く。）の項中「8 5 0 円」を「8 7 4. 2 8 円」に、「1 4 円」を「1 4. 3 9 円」に、「1 2 5 円」を「1 2 8. 5 7 円」に、「1 6 5 円」を「1 6 9. 7 1 円」に、「2 0 0 円」を「2 0 5. 7 1 円」に、「2 4 0 円」を「2 4 6. 8 5 円」に、「2 8 0 円」を「2 8 7. 9 9 円」に、「3 2 5 円」を「3 3 4. 2 8 円」に改め、同表公衆浴場污水の項中「1 2 円」を「1 2. 3 4 円」に改め、同表水道水以外の水の使用による一般家庭污水の項中「1, 7 0 0 円」を「1, 7 4 8 円」に改める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この条例による改正後の熊本市農業集落排水処理施設条例（以下「新条例」という。）第 16 条第 3 項及び別表第 2（水道水以外の水の使用による一般家庭汚水の使用料に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に排除した汚水に係る使用料について適用し、施行日前に排除した汚水に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第 2（水道水以外の水の使用による一般家庭汚水の使用料に係る部分を除く。）の規定は、施行日以後の直近の定例日（新条例第 16 条第 1 項の定例日をいう。）以後に排除した汚水に係る使用料について適用し、同日前に排除した汚水に係る使用料については、なお従前の例による。

## 条 例 第 7 4 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日

熊本市専用水道条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市専用水道条例の一部を改正する条例

熊本市専用水道条例（平成 2 2 年条例第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中「き損した」を「毀損した」に改める。

別表第 2 中「9 4 5 円」を「9 7 2 円」に、「1, 7 7 4. 5 円」を「1, 8 2 5. 2 円」に、「1 5. 7 5 円」を「1 6. 2 円」に、「1 4 1. 7 5 円」を「1 4 5. 8 円」に、「1 6 8 円」を「1 7 2. 8 円」に、「1 9 4. 2 5 円」を「1 9 9. 8 円」に、「2 3 1 円」を「2 3 7. 6 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市専用水道条例（以下「新条例」という。）別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の直近の定例日（新条例第 1 1 条第 1 項の定例日をいう。）以後の使用水量に係る料金について適用し、同日前の使用水量に係る料金については、なお従前の例による。

## 条 例 第 7 5 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日

熊本市植木地区汚水処理施設条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市植木地区汚水処理施設条例の一部を改正する条例

熊本市植木地区汚水処理施設条例（平成 2 2 年条例第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「合計額（」の次に「一木地区汚水処理施設にあってはその額に 1 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、」を加え、「、その額」を「その額」に改める。

第 6 条第 2 号イ中「8 4 円」を「8 6 . 4 円」に改め、同号ウ中「9 5 0 円」を「9 7 0 円」に改め、同号エ中「8 4 円」を「8 6 . 4 円」に改める。

第 8 条第 2 項中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表第 2 一木地区汚水処理施設の項中「8 5 0 円」を「8 7 4 . 2 8 円」に、「1 4 円」を「1 4 . 3 9 円」に、「1 2 5 円」を「1 2 8 . 5 7 円」に、「1 6 5 円」を「1 6 9 . 7 1 円」に、「2 0 0 円」を「2 0 5 . 7 1 円」に、「2 4 0 円」を「2 4 6 . 8 5 円」に、「2 8 0 円」を「2 8 7 . 9 9 円」に、「3 2 5 円」を「3 3 4 . 2 8 円」に改め、同表大和地区汚水処理施設の項中「6 3 0 円」を「6 4 8 円」に、「8 4 円」を「8 6 . 4 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市植木地区汚水処理施設条例（以下「新条例」という。）第 6 条第 2 号及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の直近の定例日（新条例第 5 条の定例日をいう。）以後に排除した汚水に係る使用料について適用し、同日前に排除した汚水に係る使用料については、なお従前の例による。

## 条 例 第 7 6 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 2 年条例第 9 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項に次のただし書を加える。

ただし、次項ただし書の規定により手数料を納めたものとみなされた者は、同項の指定収集袋によって搬出することができるものとする。

附則第 6 項に次のただし書を加える。

ただし、第 1 6 条第 4 項の規定により指定収集袋を交付された者は、当該手数料を納めたものとみなす。

附則第 7 項に次のただし書を加える。

ただし、旧下益城郡城南町の区域については、次項ただし書の規定により手数料を納めたものとみなされた者は、同項の指定収集袋によって搬出することができるものとする。

附則第 8 項に次のただし書を加える。

ただし、第 1 6 条第 4 項の規定により指定収集袋を交付された者は、当該手数料を納めたものとみなす。

第 2 条 熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第 5 項及び第 6 項を削り、附則第 7 項の見出し中「下益城郡城南町及び」を削り、同項中「旧下益城郡城南町又は」を削り、同項ただし書を削り、同項を附則第 5 項とする。

附則第 8 項を削り、附則第 9 項を附則第 6 項とする。

附則別表中「附則第 9 項」を「附則第 6 項」に改める。

## 附 則

- 1 この条例中第 1 条の規定は平成 26 年 2 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条の規定による改正前の附則第 6 項本文及び附則第 8 項本文の規定により徴収された手数料に係る旧下益城郡富合町及び城南町の区域における指定袋は、同条の施行の日から平成 26 年 7 月 31 日までの間は、それぞれの当該区域内において、定期収集家庭廃棄物の搬出に使用することができるものとする。

## 条 例 第 77 号

平成 25 年 12 月 25 日

熊本市物産館条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市物産館条例

(設置)

第 1 条 地域の農業、商工業その他の産業及び観光の振興を図るための拠点を整備するとともに、地域内外の交流を促進するための場を提供し、もって地域の活性化を図るため、本市に物産館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 物産館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
熊本市城南地域物産館	熊本市南区城南町坂野 6 5 番地 1

(事業)

第 3 条 物産館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の農産物等に係る販売その他消費拡大に関すること。
- (2) 地域の農業、商工業その他の産業及び観光に関する情報の発信に関すること。
- (3) 地域住民、観光客等の交流に関すること。
- (4) 入場者への憩いの空間の提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、物産館の設置目的を達成するために必要な事業

(使用許可)

第 4 条 次に掲げる物産館の施設の使用をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 直売所の使用(自らの生産等に係る農産物、水産物、加工食品その他の物品(以下「出荷物」という。)を直売所に持ち込み、直売所の機能を活用して販売することをいう。以下同じ。)



(2) 規則で定める物産館の施設の専用使用

- 2 直売所の使用の許可は、1 年以内の期間を限って、これを行うものとする。
- 3 市長は、第 1 項の許可（以下「使用許可」という。）について必要な条件を付することができる。

（使用の不許可）

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしないことができる。

- (1) 物産館の設置目的に反する使用をするおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 物産館の施設等を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 物産館の管理上支障があるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、使用が不相当であるとき。

（使用許可の取消し等）

第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第 1 号から第 5 号までに規定する事由が生じたとき。
  - (2) 使用許可に付した条件に違反したとき。
  - (3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
  - (4) この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。
- 2 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が前項の規定による使用許可の取消し等により損害を受けても、市は、その責めを負わない。

（直売所への持込みの手続等）

第 7 条 直売所の使用者（以下「出荷者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、持込みを希望する品目、数量、時期等に関する計画（以下「出荷計画」という。）を記載した書類（以下「出荷計画書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 市長は、特定の出荷物の持込量が需要に対して過剰となるおそれがある場合その他直売所の管理運営上必要と認める場合は、持ち込まれる出荷物の品目、数量、販

売期間等に関する必要な調整（以下「出荷調整」という。）を行うものとする。

- 3 出荷調整は、出荷物の品質及び多様な品ぞろえの確保、出荷者間の平等利用の確保、地域活性化への寄与度、直売所の効率的な運営の確保等の事情を総合的に考慮して実施されなければならない。
- 4 出荷物はその販売期間の経過後においても購入されずに残ったこと（持ち込まれた出荷物が直売所で販売されなかったことを含む。）により出荷者に損害が生じてても、市は、その責めを負わない。

（出荷者団体による出荷計画書の提出等）

第 8 条 複数の出荷者により構成された団体（規則で定めるところにより市長に届け出たものに限る。以下「出荷者団体」という。）が、その構成員たる出荷者による直売所への持込みについて事前の調整を実施した上で、当該出荷者に係る出荷計画を包括する出荷計画書を作成し、これを市長に提出するときは、当該出荷計画書の提出があったことをもって、当該出荷者からの前条第 1 項の規定による出荷計画書の提出があったものとみなす。

- 2 市長は、出荷者団体に対し、直売所の適正な運営の確保のために必要な指導及び助言をすることができる。

（入場の禁止等）

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を禁止し、又は物産館からの退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすと認められる者又はそのおそれがある物品等を携帯する者
- (2) 物産館の秩序を乱すと認められる者

（目的外使用等の禁止）

第 10 条 使用者は、許可を受けた目的以外の目的に物産館の施設等を使用してはならない。

- 2 使用者は、物産館の施設を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

（保安の責任）

第 11 条 物産館の施設の専用使用をする使用者は、使用期間中の入場者の整理その他当該施設の保安に関する責任を負うものとする。

(物産館の職員の指示等)

第 1 2 条 使用者は、物産館の使用に当たっては、物産館の職員の指示に従わなければならない。

2 使用者は、使用中の物産館の施設に物産館の職員が職務執行のため立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。

(原状回復の義務)

第 1 3 条 使用者は、物産館の施設の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第 6 条第 1 項の規定による使用許可の取消し又は使用の停止の命令があったときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第 1 4 条 物産館の施設等を毀損し、又は滅失した者は、速やかに原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第 1 5 条 物産館の管理は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手續)

第 1 6 条 前条の規定による指定を受けようとするものは、物産館の事業計画書その他規則で定める書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、申請があつたもののうちから、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 物産館の運営が、住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画書の内容が、物産館の効用を最大限に発揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 第 3 条第 1 号に掲げる事業についての十分な専門的知識を持つ人材を有していると認められること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準

(指定管理者が行う管理の基準)

第 17 条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、物産館の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第 18 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 物産館の施設の使用許可及びその取消し並びに使用の停止の命令に関する業務
- (2) 物産館の維持管理に関する業務
- (3) 第 3 条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、物産館の管理運営上市長が必要と認める業務

(利用料金)

第 19 条 指定管理者は、直売所の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として収受することができる。

- 2 利用料金は、別表に定める額を超えない額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減免することができる。

(協定の締結)

第 20 条 指定管理者の指定を受けるものは、市と物産館の管理に関する協定を締結しなければならない。

- 2 前項の協定に定める事項は、規則で定める。

(指定の取消し等に係る損害賠償)

第 21 条 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(秘密保持義務等)

第 22 条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、熊本市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 43 号）第 12 条の 2 に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、物産館の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第 1 条、第 2 条及び第 15 条から第 22 条までの規定並びに附則第 3 項及び第 4 項の規定 規則で定める日

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(施行前の使用許可等に関する特例)

3 熊本市城南地域物産館の指定管理者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第 4 条、第 5 条、第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項から第 3 項まで及び第 8 条の規定の例により、使用許可並びに出荷計画書の徴取、出荷調整の実施及び出荷者団体の届出の受付に関し必要な行為を行うことができる。

4 前項の場合において指定管理者がした使用許可又は指定管理者に対してなされた使用許可の申請、出荷計画書の提出若しくは出荷者団体の届出は、施行日以後においては、それぞれ第 4 条、第 7 条第 1 項又は第 8 条の規定によりなされたものとみなす。

別表（第 19 条関係）

区分	利用料金の限度額
農産物及び水産物	売上金額に 100 分の 20 を乗じて得た額
加工食品	売上金額に 100 分の 30 を乗じて得た額
その他の物品	売上金額に 100 分の 40 を乗じて得た額

備考

1 売上金額は、消費税及び地方消費税に相当する額を含むものとする。

- 2 冷蔵庫、冷凍庫、温蔵庫等を用いた販売をする場合におけるこの表の適用については、同表中「100分の20」とあるのは「100分の25」と、「100分の30」とあるのは「100分の35」と、「100分の40」とあるのは「100分の45」とする。

## 条 例 第 7 8 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日

熊本市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市都市公園条例の一部を改正する条例

熊本市都市公園条例（昭和 5 2 年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 野球場運動場の項同左施設所在都市公園名の欄中

「雁回公園」を

「雁回公園

城山公園」

に改め、同項使用料の欄 1 施設使用料の表中

「田原スポーツ公園」を

「田原スポーツ公園

城山公園」

に改め、同欄 2 照明使用料の表中

「

清水新地公園 飽田公園 植木総合スポーツセンター公園	全面	1 時間 につき	1,800 円
吉松スポーツ公園 田原スポーツ公園	半面	1 時間 につき	900 円

」

を

「

清水新地公園 飽田公園 植木総合スポーツセンター公園	全面	1 時間 につき	1,800 円
吉松スポーツ公園 田原スポーツ公園	半面	1 時間 につき	900 円
城山公園		1 時間 につき	1,800 円

」

に改め、別表第 5 テニスコートの項の次に次のように加える。



テニス コート ・フットサル コート	城山公園	1 施設使用料																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">テニス</td> <td>高校生以下</td> <td>1 面 1 時間につき</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>1 面 1 時間につき</td> <td>600 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">フットサル</td> <td>高校生以下</td> <td>1 面 1 時間につき</td> <td>600 円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>1 面 1 時間につき</td> <td>1,200 円</td> </tr> </tbody> </table>			区分		単位	使用料	テニス	高校生以下	1 面 1 時間につき	300 円	一般	1 面 1 時間につき	600 円	フットサル	高校生以下	1 面 1 時間につき	600 円	一般
区分		単位	使用料																	
テニス	高校生以下	1 面 1 時間につき	300 円																	
	一般	1 面 1 時間につき	600 円																	
フットサル	高校生以下	1 面 1 時間につき	600 円																	
	一般	1 面 1 時間につき	1,200 円																	
		備考																		
		<p>1 使用時間に 1 時間に満たない端数がある場合は、1 時間とみなす。</p> <p>2 「高校生以下」とは、高等専門学校の学生、高等学校及び中学校の生徒、小学校の児童並びにこれらに準ずる者並びに満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。</p> <p>3 「一般」とは、一般人並びに大学の学生及びこれに準ずる者をいう。</p>																		
		2 照明使用料																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テニス</td> <td>1 面 1 時間につき</td> <td>350 円</td> </tr> <tr> <td>フットサル</td> <td>1 面 1 時間につき</td> <td>700 円</td> </tr> </tbody> </table>			区分	単位	使用料	テニス	1 面 1 時間につき	350 円	フットサル	1 面 1 時間につき	700 円							
区分	単位	使用料																		
テニス	1 面 1 時間につき	350 円																		
フットサル	1 面 1 時間につき	700 円																		
		備考 使用時間に 1 時間に満たない端数がある場合は、1 時間とみなす。																		

## 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

条 例 第 7 9 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日

熊本市体育施設条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市体育施設条例の一部を改正する条例

熊本市体育施設条例（昭和 6 0 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中西部スポーツセンターの項及び坂野グラウンドの項を削る。

別表グラウンドの項中「西部スポーツセンター」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条 例 第 80 号

平成 25 年 12 月 25 日

熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、家屋等の適正な管理が長期間なされないことにより、倒壊等による事故、周辺的生活環境の悪化並びに防火上及び防犯上の支障が生じるおそれがあることに鑑み、家屋等が管理不全な状態となることを防止し、及び管理不全な状態となった家屋等の適正な管理が図られるようにすることにより、良好な生活環境を確保するとともに、安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家屋等 市内に所在する建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。
- (2) 管理不全な状態 適正な管理が長期間なされないことにより、家屋等が次に掲げるいずれかの状態となっていることをいう。
  - ア 倒壊又は家屋等を構成している建築材料等の脱落、飛散等により、人の生命、身体又は財産に被害を及ぼすおそれがある状態
  - イ 不特定者の侵入が容易であることにより、火災が発生し、又は犯罪が誘発されるおそれがある状態
- (3) 所有者等 家屋等の所有者、占有者その他家屋等を管理すべき者をいう。

(所有者等の適正管理義務)

第 3 条 所有者等は、家屋等の居住者がいなくなるなど、家屋等が管理不全な状態となるおそれが生じている場合は、適時に当該家屋等の状況を把握し、及び管理不全

な状態とならないための適正な管理を行うよう努めなければならない。

- 2 所有者等は、家屋等が管理不全な状態となっている場合は、補修、除却その他の必要な改善措置（所有者以外の者にあつては、その者の権原に基づき行うことができるものに限る。）を講じなければならない。

（市民からの情報提供）

第 4 条 市民は、管理不全な状態となっている家屋等があると認めるときは、市に情報を提供するよう努めるものとする。

（実態調査）

第 5 条 市長は、前条の規定による情報提供があつたとき、又は所有者等が第 3 条に規定する義務を怠っていると認めるときは、当該家屋等の状態、所有者等の情報その他の必要な事項について調査を行うことができる。

第 6 条 市長は、前条の調査に当たっては、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、家屋等又はその敷地に立ち入り、家屋等の状態に関し必要な調査を行わせ、又は所有者等その他の関係者に質問させることができる。ただし、現に居住の用に供されている家屋等に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

- 3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（助言又は指導）

第 7 条 市長は、家屋等が管理不全な状態となるおそれがあると認めるとき、又は管理不全な状態となっていると認めるときは、当該家屋等の所有者等に対し、適正な管理の実施に関し必要な助言又は指導を行うことができる。

（勧告）

第 8 条 市長は、管理不全な状態となっていると認めた家屋等（以下「老朽危険家屋等」という。）の所有者等に対し前条の規定による助言又は指導を行ったにもかかわらず、第 3 条第 2 項の規定による必要な改善措置が講じられない場合は、当該所有者等に対し、相当の期限を定め、当該措置を講ずるよう勧告することができる。

（命令）

第 9 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた所有者等が正当な理由なくこれに応じないときは、当該所有者等に対し、相当の期限を定め、必要な改善措置を講ずるよう命ずることができる。老朽危険家屋等の当該管理不全な状態が著しく悪化していると認めるときも、同様とする。

(公表)

第 10 条 市長は、前条の規定による命令を行ったにもかかわらず、所有者等が正当な理由なく当該命令に従わないときは、その事実及び次に掲げる事項（当該命令が現に居住の用に供されている家屋等に係るものである場合は、第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる事項）を公表することができる。

- (1) 当該所有者等の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 命令の対象である家屋等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る所有者等に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

(関係機関との連携)

第 11 条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、警察署その他の関係機関に対し、必要な協力を求めることができる。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 8 1 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日

熊本市営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市営住宅条例の一部を改正する条例

熊本市営住宅条例（平成 9 年条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 8 号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に、「被害者で」を「被害者又は配偶者暴力防止等法第 2 8 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で」に改め、同号ア中「第 3 条第 3 項第 3 号」及び「第 5 条」の次に「(配偶者暴力防止等法第 2 8 条の 2 において準用する場合を含む。)」を加え、同号イ中「第 1 0 条第 1 項」の次に「(配偶者暴力防止等法第 2 8 条の 2 において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 1 月 3 日から施行する。

条 例 第 8 2 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日

熊本市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

熊本市道路占用料徴収条例（昭和 4 5 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「、別に」を「別に」に改め、同項第 2 号中「法第 3 5 条に規定する事業（令第 1 8 条に規定するものを除く。）及び」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条 例 第 83 号

平成 25 年 12 月 25 日

熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

熊本市自転車駐車場条例(昭和 60 年条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 に次のように加える。

熊本市富合駅高架下自転車駐車場	熊本市南区富合町志々水 1 5 1 番地 5
-----------------	------------------------

別表第 3 に次のように加える。

熊本市富合駅高架下 自転車駐車場	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日 まで	午前 0 時から 午後 1 2 時ま で	供用時間中	供用時間中
---------------------	--------------------------------	----------------------------	-------	-------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。



条 例 第 8 4 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日

熊本市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例を  
公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する  
条例

熊本市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（平成 2 4 年条例第 6 0  
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中 「 中央区 1 2 人 」 を 「 中央区 1 1 人  
東区 1 2 人 」 に改める。 「 東区 1 3 人 」

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第 2 条の規定は、同日  
以後その期日を告示される一般選挙から適用する。

**規 則**

規 則 第 81 号

平成 25 年 1 月 27 日

市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

市税に関する文書の様式を定める規則（平成 6 年規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表様式第 53 号の 2 の項根拠条文の欄中「附則第 10 条の 2 第 1 項」を「附則第 10 条の 3 第 1 項」に改め、同表様式第 53 号の 2 の 2 の項根拠条文の欄中「附則第 10 条の 2 第 2 項」を「附則第 10 条の 3 第 2 項」に改め、同表様式第 53 号の 4 の項根拠条文の欄中「附則第 10 条の 2 第 4 項」を「附則第 10 条の 3 第 4 項」に改め、同表様式第 53 号の 5 の項根拠条文の欄中「附則第 10 条の 2 第 6 項」を「附則第 10 条の 3 第 6 項」に改め、同表様式第 53 号の 6 の項根拠条文の欄中「附則第 10 条の 2 第 7 項」を「附則第 10 条の 3 第 7 項」に改め、同表様式第 53 号の 7 の項根拠条文の欄中「附則第 10 条の 2 第 8 項」を「附則第 10 条の 3 第 8 項」に改め、同表様式第 77 号の項名称の欄中「入湯税更正（決定）通知書」を「入湯税更正・決定通知書」に改め、同表様式第 82 号の 2 の項名称の欄中「事業所税の減免承認申請却下通知書」を「事業所税の減免承認通知書」に改め、同表様式第 84 号の項名称の欄中「事業所税更正（決定）通知書」を「事業所税更正・決定通知書」に改める。

様式第 3 号中「**印**」を「印」に、「当該税額について年 14.6%」を「税額（1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年 14.6%の割合又は特例基準割合（租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により財務大臣が告示する割合に年 1%の割合を加算した割合）に年 7.3%の割合を加算した割合のいずれか低い割合」に、

「1 か月」を「1 箇月」に改め、「7. 3 %」の次に「の割合」を加え、「(前年の 1 1 月 3 0 日の日本銀行が定める基準割引率+年 4 %) のいずれか低い割合) の割合」を「に年 1 %の割合を加算した割合のいずれか低い割合)」に改める。

様式第 4 号中「印」を「印」に改め、「納入) の」の次に「日までの」を加え、「当該税額について年 1 4. 6 %」を「税額 (1, 0 0 0 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2, 0 0 0 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。) に年 1 4. 6 %の割合又は特例基準割合 (租税特別措置法第 9 3 条第 2 項の規定により財務大臣が告示する割合に年 1 %の割合を加算した割合) に年 7. 3 %の割合を加算した割合のいずれか低い割合」に、「1 か月」を「1 箇月」に改め、「7. 3 %」の次に「の割合」を加え、「(前年の 1 1 月 3 0 日の日本銀行が定める基準割引率+年 4 %) のいずれか低い割合) の割合」を「に年 1 %の割合を加算した割合のいずれか低い割合)」に改める。

様式第 6 号中「印」を「印」に、「延滞金額」を「延滞金」に、「起算日」を「納期限の翌日」に、「入) の日まで」を「納入) の日までの期間」に改め、「1 4. 6 %」の次に「の割合又は特例基準割合 (租税特別措置法第 9 3 条第 2 項の規定により財務大臣が告示する割合に年 1 %の割合を加算した割合) に年 7. 3 %の割合を加算した割合のいずれか低い割合」を加え、「1 か月」を「1 箇月」に改め、「7. 3 %」の次に「の割合」を加え、「(前年の 1 1 月 3 0 日の日本銀行が定める基準割引率+年 4 %) のいずれか低い割合) の割合」を「に年 1 %の割合を加算した割合のいずれか低い割合)」に、「滞納処分費」を「滞納処分費」に改める。

様式第 7 号中「印」を「印」に、「延滞金額」を「延滞金」に、「起算日」を「納期限の翌日」に、「入) の日まで」を「納入) の日までの期間」に改め、「1 4. 6 %」の次に「の割合又は特例基準割合 (租税特別措置法第 9 3 条第 2 項の規定により財務大臣が告示する割合に年 1 %の割合を加算した割合) に年 7. 3 %の割合を加算した割合のいずれか低い割合」を加え、「1 か月」を「1 箇月」に改め、「7. 3 %」の次に「の割合」を加え、「(前年の 1 1 月 3 0 日の日本銀行が定める基準割引率+年 4 %) のいずれか低い割合) の割合」を「に年 1 %の割合を加算した割合のいずれか低い割合)」に、「滞納処分費」を「滞納処分費」に改める。

様式第 8 号中「印」を「印」に、「延滞金額」を「延滞金」に、「起算日」を「納期限の翌日」に、「入) の日まで」を「納入) の日までの期間」に改め、

「14.6%」の次に「の割合又は特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示する割合に年1%の割合を加算した割合）に年7.3%の割合を加算した割合のいずれか低い割合」を加え、「1か月」を「1箇月」に改め、「7.3%」の次に「の割合」を加え、「(前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+年4%)のいずれか低い割合)の割合」を「に年1%の割合を加算した割合のいずれか低い割合)」に、「滞納処分費」を「滞納処分費」に改める。

様式第9号中「印」を「印」に、「延滞金額」を「延滞金」に、「起算日」を「納期限の翌日」に、「入)の日まで」を「納入)の日までの期間」に改め、「14.6%」の次に「の割合又は特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示する割合に年1%の割合を加算した割合）に年7.3%の割合を加算した割合のいずれか低い割合」を加え、「1か月」を「1箇月」に改め、「7.3%」の次に「の割合」を加え、「(前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+年4%)のいずれか低い割合)の割合」を「に年1%の割合を加算した割合のいずれか低い割合)」に、「滞納処分費」を「滞納処分費」に改める。

様式第14号中「印」を「印」に、「延滞金額」を「延滞金」に、「起算日」を「納期限の翌日」に、「入)の日まで」を「納入)の日までの期間」に改め、「14.6%」の次に「の割合又は特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示する割合に年1%の割合を加算した割合）に年7.3%の割合を加算した割合のいずれか低い割合」を加え、「1か月」を「1箇月」に改め、「7.3%」の次に「の割合」を加え、「(前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+年4%)のいずれか低い割合)の割合」を「に年1%の割合を加算した割合のいずれか低い割合)」に、「滞納処分費」を「滞納処分費」に改める。

様式第21号中「印」を「印」に、「延滞金額」を「延滞金」に、「起算日」を「納期限の翌日」に、「入)の日まで」を「納入)の日までの期間」に改め、「14.6%」の次に「の割合又は特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示する割合に年1%の割合を加算した割合）に年7.3%の割合を加算した割合のいずれか低い割合」を加え、「1か月」を「1箇月」に改め、「7.3%」の次に「の割合」を加え、「(前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+年4%)のいずれか低い割合)の割合」を「に年1%の割合を加算した割合のいずれか低い割合)」に、「滞納処分費」を「滞納処分費」に改める。

様式第 2 2 号中「印」を「印」に、「延滞金額」を「延滞金」に、「起算日」を「納期限の翌日」に、「入）の日まで」を「納入）の日までの期間」に改め、「14.6%」の次に「の割合又は特例基準割合（租税特別措置法第 9 3 条第 2 項の規定により財務大臣が告示する割合に年 1 %の割合を加算した割合）に年 7.3%の割合を加算した割合のいずれか低い割合」を加え、「1 か月」を「1 箇月」に改め、「7.3%」の次に「の割合」を加え、「(前年の 1 1 月 3 0 日の日本銀行が定める基準割引率+年 4 %) のいずれか低い割合) の割合」を「に年 1 %の割合を加算した割合のいずれか低い割合)」に、「滞納処分費」を「滞納処分費」に改める。

様式第 2 6 号を次のように改める。

様式第 26 号

納 税 証 明 請 求 書

熊本市市長(宛)

年 月 日

下記のとおり請求します。

どなたの証明が必要ですか	住所 (所在地)	〒 ( )
	ふりがな	
	氏名 (法人名)	印
	生年月日	年 月 日

(申請者)

窓口に来られた方	住所	〒 ( )
	ふりがな	
	氏名	印 続柄
	生年月日	年 月 日

(代理人)

使用目的

[ この証明書は何に使われますか。 ]

番号を○でかこんでください。

1 融資 2 指名願 3 保証人 4 その他( )

提出先

※代理人の場合は、委任状が必要です。  
 (なお、同一住民票の親族の方は不要です。)  
 ※法人の場合は、法人代表者印を押印していただくか、法人代表者印を押印した委任状が必要です。  
 ※最近納付された場合は、領収証をご提示下さい。

必要な税目の番号を○でかこみ、必要な年度に通数を記入してください。  
 法人市民税については、事業年度を記入してください。  
 下記以外の証明が必要な方は、窓口へお申出ください。

	税 目	年度 (事業年度)		必要通数
		年度	年度	
1	個人市民税	年度	年度	通
		年度	年度	通
		年度	年度	通
		年度	年度	通
2	固定資産税 都市計画税	年度	年度	通
		年度	年度	通
		年度	年度	通
		年度	年度	通
3	法人市民税	年度	年度	通
		年 月 日から	年 月 日まで	通
		年 月 日から	年 月 日まで	通
		年 月 日から	年 月 日まで	通
		年 月 日から	年 月 日まで	通
		年 月 日から	年 月 日まで	通
		年 月 日から	年 月 日まで	通
		年 月 日から	年 月 日まで	通
4		年度	年度	通
		年度	年度	通
		年度	年度	通
		年度	年度	通

件数	件	手数料	無料	
				円

確認欄	免	保	さ	外	障	旅	住	納	受	付	照	合
	(電・身・職関・その他)											

様式第 3 5 号を次のように改める。

様式第 35 号

熊本市長 (宛)

下記のとおり申請します。

市県民税(所得・課税)証明交付申請書

年 月 日

住所	続柄又は 勤務先名
電話番号 ( )	生年月日
(フリガナ)	年 月 日
氏名	印

窓口に来られた方  
(代理人)  
本人申請の場合は記入不要

※代理人の場合は、委任状が必要です。  
(なお、同一住民票の親族の方は不要  
です。)

どなたの証明が必要ですか (申請者)	現住所	(フリガナ) 氏名	生年月日
電話番号 ( )	電話番号 ( )	印	年 月 日

使用目的(該当する□にレを付けてください。)	氏名	続柄	生年月日
整理欄			
1	熊本市立小中学校就学援助費申請・幼稚園就園奨励費補助金申請 厚生・国民年金受給、社会保険の高額医療請求 熊本市の検診		・ ・
2	国保年金課提出(国民年金免除申請など) 特別支援学級・学校の就学奨励費申請 共済年金関係 授業料免除申請・奨学金受給申請 ビザ申請、大使館・入国管理局提出 金融機関提出(住宅金融支援機構など) 保証人		・ ・
3			・ ・
4	熊本市営・熊本県営住宅の申込み、現況届等 勤務先提出(扶養認定・健康保険など) 社会保険の任意継続手続き 更正医療・特定疾患申請 保育園入園申込み 児童手当等申請 裁判所提出 他市町村提出 職業訓練受講(ハローワーク)		通 通 通 通 通 通 通 通

申請者の他に世帯の中で  
証明が必要な方。

必要年度の通数	年1月～12月の所得(年度課税)	通
	年1月～12月の所得(年度課税)	通
	年1月～12月の所得(年度課税)	通
	年1月～12月の所得(年度課税)	通
	年1月～12月の所得(年度課税)	通

通数	通	手数料	無料
			円

確認欄	免保	外障	旅住	納	受付	照合
	(電・身・聴聞・その他)					

※証明の内容はその年度の1月1日の住所・氏名で表示されています。

※太線わくの中のみ記入してください。



様式第 3 6 号を次のように改める。

様式第 3 6 号

○ 給与支払報告書(総括表)

熊本市長(宛)

年 月 日提出

		指定番号		
給与の支払期間	年 月分から 月分まで		提出区分	年間分
フリガナ			事業種目	
給与支払者の名称又は氏名	印		受給者総人員	人
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の名称			報告人員	人
フリガナ			報告人員の内退職者人員	人
同上の所在地			所 轄 税務署	税務署
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名			給与の 支払方法	
連絡者の氏名及び所属等並びに電話番号	電話番号	会計事務所等の名称・担当者 電話番号		
備 考			1	2
			総 有	

様式第 3 8 号の 2 を次のように改める。

様式第 38 号の 2

年 度		特 別 徴 収 税 額 の 決 定 ( 納 税 者 名 用 )											
納 税 者 の 姓 名 姓 名 別 名	主 たる 住 居 の 所 在 地 市 区 町 村 番 号	総 所 得 額		山林所得		退職所得		配当所得		雑所得		その他所得	
		所得金額①	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分
		所得金額①	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分
種 別	額	債・株・勘		配 当 者 特 別		扶 養 基 礎		所得控除合計②		控 除 税 額		納 税 額	
租 税	費	債・株・勘		配 当 者 特 別		扶 養 基 礎		所得控除合計②		控 除 税 額		納 税 額	
社 会 保 険 料		債・株・勘		配 当 者 特 別		扶 養 基 礎		所得控除合計②		控 除 税 額		納 税 額	
小 規 模 企 業 等 共 済 保 険 料		債・株・勘		配 当 者 特 別		扶 養 基 礎		所得控除合計②		控 除 税 額		納 税 額	
生 命 保 険 料		債・株・勘		配 当 者 特 別		扶 養 基 礎		所得控除合計②		控 除 税 額		納 税 額	
納 税 額 保 険 料		債・株・勘		配 当 者 特 別		扶 養 基 礎		所得控除合計②		控 除 税 額		納 税 額	
( 補 徴 )		債・株・勘		配 当 者 特 別		扶 養 基 礎		所得控除合計②		控 除 税 額		納 税 額	

市 民 税	市 区 町 村 長 官 等 の 特 別 徴 収 税 額 ④	月	月
所 得 税	所 得 税 控 除 税 額 ⑤	月	月
均 等 割 賦 税	均 等 割 賦 税 額 ⑥	月	月
市 民 税	市 民 税 控 除 税 額 ⑦	月	月
均 等 割 賦 税	均 等 割 賦 税 額 ⑧	月	月
所 得 税	所 得 税 控 除 税 額 ⑨	月	月
均 等 割 賦 税	均 等 割 賦 税 額 ⑩	月	月
特 別 徴 収 税 額	特 別 徴 収 税 額 ⑪	月	月
控 除 不 足 額	控 除 不 足 額 ⑫	月	月
既 済 納 付 額	既 済 納 付 額 ( ⑬ - ⑩ - ⑪ )	月	月
額	額	月	月
差 引 納 付 額 ( ⑬ - ⑩ - ⑪ )	差 引 納 付 額 ( ⑬ - ⑩ - ⑪ )	月	月
委 更 前 税 額 ⑭	委 更 前 税 額 ⑭	月	月
増 減 額 ( ⑬ - ⑭ )	増 減 額 ( ⑬ - ⑭ )	月	月
変	変	月	月

問合先

受 給 者 番 号	氏 名	指 定 番 号
	住 所	個 人 番 号
あるの特例課税等の特例徴収税額を決定するための、地方法事課に提出された第 21 条第 1 項第 1 号の規定による通知書(様式)		

  

納 入 額	6 月分	7 月分	8 月分	9 月分	10 月分	11 月分	12 月分	1 月分	2 月分	3 月分	4 月分	5 月分

  

年 月 日 熊本市長 印

この欄への記入は必須ではありません。

様式第 4 2 号中

「

法 人 番 号

」

を

「

係長	係員	法 人 番 号

」

に、「本社所在地」を「本店所在地」に、「**印**」を「印」に、「係及び氏名電話番号」を「者の氏名・電話番号」に、

「(TEL ) を (TEL ) に、  
係 」

「<sup>立</sup>年月日 を <sup>設</sup>年月日 に改め、「登記事項証明書」の次に「(写)」を加え、  
「<sup>置</sup>」を「<sup>設</sup>」に改め、「・電話番号」を「・TEL」に、「、及び」を「及び」に改める。

様式第 4 3 号を次のように改める。

様式第 4 3 号

法人市民税の更正請求書		法人番号
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                 受付印             </div>	年 月 日 所在地及び 電 話 番 号 (電話 )	( )
熊本市長(宛)	(ふりがな) 法 人 名 代表者氏名印	印
地方税法 第20条の9の3 第321条の8の2 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。		
更正の請求の対象となる事業年度又は連結事業年度	年 月 日から	年 月 日まで
区	分	更正の請求前
課税標準額		更正の請求後
		差引税額
法人税法の規定によって計算した法人税額	①	円
試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額	②	
国際業務総合特区において機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除額	③	
還付法人税額等の控除額	④	
退職年金等積立金に係る法人税額	⑤	
差引法人税額 ①+②+③-④+⑤	⑥	
分割基準従業者数 熊本市分/総数	⑦	/
課税標準となる法人税額 ⑥×⑦	⑧	
税	率	⑨
		/100
算出法人税割額 ⑧×⑨	⑩	
外国の法人税等の額の控除額	⑪	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑫	
差引法人税割額 ⑩-⑪-⑫	⑬	
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑭	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮	
差引納付法人税割額 ⑬-⑭-⑮	⑯	
均等割額		
均等割額算出の基礎となる月数	⑰	
算出均等割額	⑱	
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑲	
差引納付均等割額 ⑱-⑲	⑳	
差引納付法人市民税額 ⑯+⑳		
法第20条の9の3第1項の更正の請求の場合	法 定 納 期 限	年 月 日
法第20条の9の3第2項の更正の請求の場合	第1号の判決等の確定日	年 月 日
	第2号の更正・決定等のあった日	年 月 日
	第3号の政令で定める理由の生じた日	年 月 日
法第321条の8の2の更正の請求の場合	国の税務官署の更正の通知日	年 月 日
更正の請求をする理由		還付を受けようとする金融機関名及び支払方法
		銀行 支店 口座番号(普通・当座)
連結親法人の本店所在地及び電話番号 (ふりがな)	〒	(電話 )
連結親法人の名称		

(注) 1 法人税額について国の税務官署の更正等を受けたことに伴う法人市民税法人税割額にかかる更正の請求は、「法人税額等の更正通知書」等の写しを添付してください。  
 2 この更正の請求に関連する法人税の申告書がある場合は、その写しを添付してください。  
 3 従業者数の算出誤りの場合は、「課税標準の分割に関する明細書」を添付してください。  
 4 その他の更正の請求をする場合には、課税標準等又は税額等が過大であった事実を証する書類等を添付してください。  
 【備考】 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第 4 6 号を次のように改める。

様式第 4 6 号

第 1 片

年度 固定資産税・都市計画税納税通知書

納税義務者(管理人)住所氏名

通知書番号

処理コード

本年度の固定資産税・都市計画税を本書のとおり決定しました。下記の税額を各納期限までに納付してください。

印

期別	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	随 時 (5期)	随 時 (6期)
納期	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
税額	円	円	円	円	円	円

課税標準額等の明細は、次ページをご覧ください。

第 2 片

年度 固定資産税・都市計画税算出明細

区 分		固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
課 税 標 準 額	土 地		
	家 屋		
	償 却 資 産		
	合 計	(A)	(F)
算 出 税 額		$(B) = (A) \times 1.4 / 100$	$(G) = (F) \times 0.2 / 100$
※固定資産税の減税額		(C)	
減 免 税 額		(D)	(H)
差 引 税 額		$(E) = (B) - (C) - (D)$	$(I) = (G) - (H)$

通知書番号

処理コード

年 税 額 (円)

(E) + (I)

※新築軽減税額及び耐震改修、バリアフリー改修、熱損失防止改修による減税額を表しています。

- ・課税標準額欄の\*印は免税点未満を表します。
- ・この通知書の 4~7 枚目に課税明細書を載せております。



第 3 片

領 収 証 書 貼 付 欄					金融機関等でお支払い 後の領収証書は、紛失 防止のため左の各期欄 に貼付し、5年間保存し てください。
---------------------------------	--	--	--	--	---

第 4 片から第 7 片まで

年度 固定資産税・都市計画税課税明細書(土地・家屋)

納 税 義 務 者		通 知 書 番 号	
		処 理 コ ー ド	

(P. / )

区 分	所 在 町 名 地 番 家 屋 番 号	地 目 ・ 種 類 構 造 用 地 ・ 同 棟	台 帳 地 積 m <sup>2</sup> 床 面 積 m <sup>2</sup> 課 税 面 積 m <sup>2</sup>	前 年 度	評 価 額		軽 減 相 当 税 額 円		備 考
					今 年 度		円		
					固 定 課 税 標 準 額 円	都 計 課 税 標 準 額 円	固 定 課 税 標 準 額 円	固 定 資 産 税 相 当 税 額 円	

第 8 片

熊本市 固定資産税・都市計画税 口座振替依頼書	熊本市 固定資産税・都市計画税 口座振替申込書
金融機関控	納税課控
通知書番号	通知書番号
処理コード	処理コード
住所	住所
納税義務者氏名	納税義務者氏名
印	印
私は熊本市に納める市税を口座振替により納付したいので、下記口座名義人の同意を得て、裏面に記載されている振替約定等を確認のうえ依頼します。	
口座名義人住所	納税義務者との続柄
フリガナ	通帳出印
氏名	印
電話番号 ( ) - ( )	
以 外 銀 行	以 外 銀 行
銀行・農協	銀行・農協
信金・信組	信金・信組
本店	本店
支店	支店
出張所	出張所
金融機関コード	金融機関コード
種 目 (○で囲む)	種 目 (○で囲む)
口座番号(右からつめて記入)	口座番号(右からつめて記入)
1 (普通) 2 (当座) 3 (納税準備)	1 (普通) 2 (当座) 3 (納税準備)
振替開始期(○で囲む)	振替開始期(○で囲む)
年度 (2期) (3期) (4期)	年度 (2期) (3期) (4期)
年度 (1期) から	年度 (1期) から
※ 裏面の申込期限を必ずご確認ください 期限内にお申し込みください。申込期限が過ぎた期に○をされていた場合、次の期からの振替になりますのでご了承ください。	※ 金融機関承認欄 当行(店)に口座名義人の預金口座があることを確認し、口座振替依頼書を受理しました。
検 印 照 合 印 受 付	金融機関確認印
	金融機関受付日 年 月 日

第 9 片から第 12 片まで

熊本市 年度 固定資産税・都市計画税 領収通知書	熊本市 年度 固定資産税・都市計画税 領収証書
A-3	A-2
口座番号 01930-1-960001	加入者名 熊本市会計管理者
加入者名 熊本市会計管理者	税額
取付期別番号 431001	納付番号
確認番号	納付区分
納期限	課税年度 該当年度 会計年度 税目 期別 通知書番号
延滞金	延滞金
合計	合計
納税者	納税者
通知書番号	通知書番号
課税年度 該当年度 会計年度 税目 期別	処理コード
領収日付印	領収日付印
固定資産税	固定資産税
取りまとめ店→加入者/本部控 (金融機関控/店舗控)	この一片は取納機関で保管してください。
納税者	納税者保管

様式第 4 6 号の 2 を次のように改める。

様式第 4 6 号の 2

第 1 片

年度 固定資産税・都市計画税納税通知書(口座振替用)

納税義務者(管理人)住所氏名

--

通知書番号	
-------	--

処理コード	
-------	--

本年度の固定資産税・都市計画税を本書のとおり決定しました。各期別の税額があなたの指定された口座から振替納付されます。

印

期 別	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	随 時 (5期)	随 時 (6期)
納 期	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで
振替日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
税 額	円	円	円	円	円	円

課税標準額の明細は、次ページをご覧ください。

第 2 片

年度 固定資産税・都市計画税算出明細

	区 分	固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
課税標準額	土 地		
	家 屋		
	償却資産		/
	合 計	(A)	(F)
算 出 税 額		$(B) = (A) \times 1.4 / 100$	$(G) = (F) \times 0.2 / 100$
※固定資産税の減税額	(C)		/
減 免 税 額	(D)		(H)
差 引 税 額		$(E) = (B) - (C) - (D)$	$(I) = (G) - (H)$

通知書番号	
処理コード	

口座振替金融機関

金融機関

口座番号

口座名義人

年 税 額 (円)
(E) + (I)

※新築軽減税額及び耐震改修、バリアフリー改修、熱損失防止改修による減税額を表しています。

- ・ 課税標準額欄の\*印は免税点未満を表します。
- ・ この通知書の 3~6 枚目に課税明細書を載せております。
- ・ 口座番号については、個人情報保護のため、\*\*\*にしています。

第3片から第6片まで

年度 固定資産税・都市計画税課税明細書(土地・家屋)

納税義務者		通知書番号	
		処理コード	

(P. / )

区分	所在町名 地番 家屋番号	地目・種類 構造 用地・同棟	台帳地積 m <sup>2</sup> 床面積 m <sup>2</sup> 課税面積 m <sup>2</sup>	前 年 度	今年度		評 価 額		軽 減 相 当 税 額		備 考
					固定課税標準額 円	都計課税標準額 円	固定課税標準額 円	都計課税標準額 円	固定資産税相当税額 円	都市計画税相当税額 円	

様式第 5 3 号の 2 中「附則第 1 0 条の 2 第 1 項」を「附則第 1 0 条の 3 第 1 項」に改める。

様式第 5 3 号の 2 の 2 中「附則第 1 0 条の 2 第 2 項」を「附則第 1 0 条の 3 第 2 項」に改める。

様式第 5 3 号の 4 中「附則第 1 0 条の 2 第 4 項」を「附則第 1 0 条の 3 第 4 項」に、「按分して」を「あん分して」に改める。

様式第 5 3 号の 5 中「附則第 1 0 条の 2 第 6 項」を「附則第 1 0 条の 3 第 6 項」に、「3 ヶ月」を「3 箇月」に改める。

様式第 5 3 号の 6 中「附則第 1 0 条の 2 第 7 項」を「附則第 1 0 条の 3 第 7 項」に、「3 ヶ月」を「3 箇月」に改める。

様式第 5 3 号の 7 中「附則第 1 0 条の 2 第 8 項」を「附則第 1 0 条の 3 第 8 項」に、「3 か月」を「3 箇月」に改める。

様式第 5 5 号中

「

納付方法		組合コード	
------	--	-------	--

」

を

「

納付方法	
------	--

」

に、

「

通知書番号	
-------	--

」

を

「

通知書番号	
処理コード	

」

に、「更正後」を「修正後」に、「更正前」を「修正前」に、「更正理由」を「理由」に、「更正前後」を「修正前後」に、「更正後税額」を「修正後税額」に、「更正前税

額」を「修正前税額」に改める。

様式第 5 8 号を次のように改める。

様式第 58 号

固定資産課税台帳等記載事項証明兼閲覧申請書

熊本市長 (宛)

年 月 日

窓口にこられた方 (代理人)		住所	続柄又は 勤務先名
氏名	TEL	氏名	生年月日
氏名	TEL	印	年 月 日

下記のとおり申請します。  
 ※大枠の中のみ記入してください。  
 ※該当する個所の番号に○を付けてください。

どなたの証明が 必要ですか (申請者)	住所 (所在地)	フリガナ 氏名 (法人名)	生年月日
	住所	印	年 月 日
相続人	住所	TEL	氏名
続柄	住所	TEL	氏名
※申請者の方が死亡されている場合は、相続人を下記にご記入ください。(戸籍が必要な場合があります。)			
1 資産証明		3 公課証明	
1 金融機関		4 無資産証明	
2 土地・家屋全部		5 資産確認	
2 土地・家屋一部(下段に証明の必要な物件を記入してください。)		6 その他	
2 土地・家屋一部(下段に証明の必要な物件を記入してください。)		3 償却資産	
2 土地・家屋一部(下段に必要物件を記入してください。)		4 字図	
2 土地・家屋一部(下段に必要物件を記入してください。)		4 字図	

区分	1 資産証明	2 評価証明	3 公課証明	4 無資産証明	必要年度	年度
提出先等	1 金融機関	2 法務局	3 裁判所	4 税務署	5 資産確認	6 その他
内容	1 土地・家屋全部	2 土地・家屋一部(下段に証明の必要な物件を記入してください。)	3 償却資産	4 字図	必要通数	通
区分	1 名寄帳	2 土地課税台帳	3 家屋課税台帳	4 字図	必要通数	件
※ 2・3・4は下段に必要な物件を記入してください。						

区・町名	地番・家屋番号	区・町名	地番・家屋番号	免	保	住	さ	障	外	バ	身	電話
土地・家屋		土地・家屋										
土地・家屋		土地・家屋										
土地・家屋		土地・家屋										
土地・家屋		土地・家屋										
土地・家屋		土地・家屋										
本人確認												
その他 (戸籍 住基 登記簿 権利書 その他)												
証明				合計	通知書番号							
円				枚	円							
閲覧				合計	円							
円				枚	円							
受付												
発行												

- 1 窓口にこられた方の本人確認書類(運転免許証・保険証等)をご提示ください。
- 2 代理人(同一世帯の親族以外)が請求される場合は委任状が必要です。
- 3 法人の場合は、この申請書に法人代表者印を押印していただくか、法人代表者印を押印した委任状が必要です。
- 4 相続人が請求される場合は、相続人であることを確認できる戸籍が必要な場合があります。
- 5 該年度の1月1日以降に物件を取得された方、訴訟物の価格算定が必要な方、賃貸契約を結んでいる方は、そのことが確認できる資料を添付してください。

〔備考〕用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。



様式第 7 5 号を次のように改める。

様式第 7 5 号

第 1 片

入 湯 税		D-6	
領収証書 ㊦			
口 座 番 号	加 入 者 名		
01930-1-960001	熊本市会計管理者		
住所(所在地)氏名(名称) 特別徴収義務者			
課 税 年 度	特別徴収義務者番号		
区分			
税 額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		
延滞金			
合 計			
納期限	年 月 日		
上記のとおり領収しました。 この領収書は大切に保管してください。			
熊本市指定金融機関 熊本市収納代理金融機関 九州(沖縄県を除く。)の各郵便局又 はゆうちょ銀行(ただし、納期限内に 限る。)		領収日付印	
※特別徴収義務者保管			
(熊本市)			

第 2 片

入 湯 税		D-6	
納入書 ㊦			
口 座 番 号	加 入 者 名		
01930-1-960001	熊本市会計管理者		
住所(所在地)氏名(名称) 特別徴収義務者			
課 税 年 度	特別徴収義務者番号		
区分			
税 額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		
延滞金			
合 計			
納期限	年 月 日		
上記のとおり納入します。			
※金融機関又は郵便局保管		領収日付印	
(熊本市) 受付店保存			

第 3 片

入 湯 税		D-6	
納入済通知書 ㊦			
口 座 番 号	加 入 者 名		
01930-1-960001	熊本市会計管理者		
住所(所在地)氏名(名称) 特別徴収義務者			
課 税 年 度	特別徴収義務者番号		
区分			
税 額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		
延滞金			
合 計			
納期限	年 月 日		
上記のとおり領収しましたから通知します。			
取りまとめ店		領収日付印	
※熊本市保管			
(熊本市) 取りまとめ店→加入者			

(備考) 用紙の各片の大きさは、縦 177 ミリメートル、横 86 ミリメートル、縦 177 ミリメートル、横 86 ミリメートル。領収日付印欄は各票右側下部に縦・横の長さ 30 ミリメートル。

様式第 7 7 号を次のように改める。

様式第 7 7 号

入 湯 税 更 正 ・ 決 定 通 知 書				
第 号	(特別徴収義務者) 住(居)所 (所在地)			
年 月 分				
申告書提出期限				
年 月 日				
申告書提出月日				
年 月 日	様  熊本市長 印			
地方税法第701条の9、第701条の12及び第701条の13の規定により下記のとおり更正・決定しましたので、納期限までに納めて下さい。				
		課 税 標 準	税 率	税 税 額
更正・決定による課税標準等 a		円		円
既に納入の確定した税額 b		/	/	
差引納入すべき税額 a-b		/	/	
		基礎となる税額 (千円未満切り捨て)	課 率	加 算 金 額 (百円未満切り捨て)
更正・決定による 加算金額	過少申告、不申告、重、加算金額 c	円		円
	法第701条の12第3項の規定による減額分 d			
	差引納入額 c-d e			
更 正 ・ 決 定 の 理 由				
納 期 限	年 月 日	納入場所	納入書裏面に記載	
◎ 不足税額が発生した場合、上記の金額のほか、申告納入すべきであった納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、延滞金が加算される場合があります。 (教示)				

〔備考〕 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第 7 8 号を次のように改める。

様式第 78 号

第 1 片

<b>事業所税</b>		領収証書		D-6
口座番号	加入者名	課税年度	納税者番号	
01930-1-960001	熊本市会計管理者			
納税者	住所(所在地)氏名(名称)			
区分				
税額	百	十	億	千
延滞金	百	十	萬	千
加算金	百	十	萬	千
合計	百	十	萬	千
納期限	年	月	日	
上記のとおり領収しました。 この領収書は大切に保管してください。				領収日付印
熊本市指定金融機関 熊本市取納代理金融機関 九州(沖縄県を除く。)の各郵便局 又はゆうちょ銀行(ただし、納期限 内に限る。) ※納税者保管				
(熊本市)				

第 2 片

<b>事業所税</b>		納付書		D-6
口座番号	加入者名	課税年度	納税者番号	
01930-1-960001	熊本市会計管理者			
納税者	住所(所在地)氏名(名称)			
区分				
税額	百	十	億	千
延滞金	百	十	萬	千
加算金	百	十	萬	千
合計	百	十	萬	千
納期限	年	月	日	
上記のとおり納付します。				領収日付印
※金融機関又は郵便局保管				
(熊本市)				受付店保存

第 3 片

<b>事業所税</b>		領収済通知書		D-6
口座番号	加入者名	課税年度	納税者番号	
01930-1-960001	熊本市会計管理者			
納税者	住所(所在地)氏名(名称)			
区分				
税額	百	十	億	千
延滞金	百	十	萬	千
加算金	百	十	萬	千
合計	百	十	萬	千
納期限	年	月	日	
上記のとおり領収しましたから通知します。				領収日付印
取りまとめ店				
※熊本市保管				
(熊本市)				取りまとめ店→加入者

[備考] 用紙の各片の大きさは、縦 177 ミリメートル、横 86 ミリメートル、横 86 ミリメートル、縦 86 ミリメートル。領収日付印欄は各票右側下部に縦・横の長さ 30 ミリメートル。

様式第 7 9 号を次のように改める。

様式第 79 号

### 事業所用家屋及び従業者の申告書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受 付 印             </div>	年 月 日	※処理事項 通信日付印 確認印	発行年月日	整理番号		
	熊本市長 (宛)				納税者番号	
住所又は 所在地	本店	(TEL _____)				
	支店	(TEL _____)				
(ふりがな) 氏名又は名称	印	事業種目				
(ふりがな) 法人の代表者氏名	印	資本の金額 又は 出資金額	円			
申告書の応答者氏名	印	所轄税務署名	税務署			
年 月 日から 年 月 日まで の 事業年度又 は課税期間 の事業所用家屋及び従業者について、 地方税法第701条の46及び第701条の47並びに熊本市税条例第140条第3項の規定により、 次のとおり申告します。						
事業 所用 家屋	算定期間末日(又は廃止の日)現在の事業所床面積 ①	㎡	①の内訳			
	①のうち非課税に係る事業所用床面積(食堂、売店、喫茶店、理髪室等の慰安娯楽施設) ②	㎡	別紙のとおり			
	① - ② ③	㎡	②の内訳			
			( ) _____ ㎡	( ) _____ ㎡		
従 業 者	算定期間末日(又は廃止の日)現在の従業者数(社長以下日々雇用の臨時従業者まで全従業者) ④	人	④の内訳			
	④のうち非課税に係る従業者数(②に従事する者、障害者、65歳以上の者(役員を除く)等) ⑤	人	(役員等) _____ 人 (臨時従業者等) _____ 人			
	④ - ⑤ ⑥	人	⑤の内訳			
			(障害者) _____ 人	(65歳以上) _____ 人		
備 考						
	課長	課長補佐	係長	係	精査 検算	
					入力	
					受付	

〔備考〕 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。



様式第 8 2 号中「整理番号」を「納税者番号」に、「**印**」を「印」に、「切捨」を「切捨て」に改め、「、又」を削り、「下さい」を「ください」に改める。

様式第 8 2 号の 2 を次のように改める。

様式第 8 2 号の 2

事業所税の減免 承認  
不承認 通知書

年 月 日

納 税 住所又は  
義務者 所在地  
氏名又は  
名称 様

申請者 住所又は  
所在地  
氏名又は  
名称 様

熊本市長 印

事業所税を次のとおり 減免する  
減免しない こととしたので通知します。

		年 月 日申請	
事業年度又は課税期間	年 月 日から		年 月 日まで
区 分	事 業 所 税		合 計 額
	資産割①	従業者割②	①+②=③
当初課税額	円	円	円
減免対象税額			
減免後の税額			
承認・不承認の理由			
減免対象となった 事業所等の所在地			

注 減額による還付の場合は、後日還付通知書を送付します。  
(教示)

〔備考〕 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式第 8 4 号を次のように改める。

様式第 8 4 号

事業所税更正・決定通知書

年 月 日

住所又は  
所在地

氏名又は  
名称 様

納税者番号

熊本市長

印

次のとおり事業所税を更正・決定したので通知します。

事業年度又は課税期間		年 月 日から 年 月 日まで		区 分	更正・決定
				法定納期限	年 月 日
区 分		更正・決定分 ①		既納付確定分 ②	差引税額 ( ① - ② )
事業所税	資産割	課税標準	㎡	㎡	① 円
		税 額	円	円	
	従業者割	課税標準	円	円	② 円
		税 額	円	円	
差引合計(①+②)					③ 円

区 分	基礎となる税額	課 率	加算金額 (百円未満切り捨て)	更正・決定理由
過少申告 加算金額	円	$\frac{5}{100} \cdot \frac{10}{100}$	円	
不申告 加算金額	円	$\frac{5}{100} \cdot \frac{15}{100}$	円	
重加算金額	円	$\frac{35}{100} \cdot \frac{40}{100}$	円	
加算金合計	円		④ 円	
納付(減額)税額 (③+④)			円	
指 定 納 期 限		年 月 日		

- 1 減額による還付の場合は、後日還付通知書を送付します。
- 2 不足税額が発生した場合、上記の金額のほか、申告納付すべきであった納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金に加算される場合があります。

(教示)

〔備考〕 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

## 附 則

- 1 この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 別表並びに様式第 26 号、様式第 35 号、様式第 36 号、様式第 42 号、様式第 43 号、様式第 46 号、様式第 46 号の 2、様式第 55 号、様式第 58 号、様式第 75 号、様式第 78 号、様式第 79 号及び様式第 82 号の改正規定 公布の日
  - (2) 様式第 38 号の 2 の改正規定 平成 26 年 5 月 1 日
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の市税に関する文書の様式を定める規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができるものとする。

## 規 則 第 82 号

平成 25 年 12 月 27 日

熊本市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

熊本市身体障害者福祉法施行細則（平成 6 年規則第 63 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「第 35 条第 2 号」を「第 35 条第 3 号」に改め、同表備考第 2 項中「及び第 5 条の 4 第 6 項」を「、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項」に改め、同表備考第 3 項第 2 号中「第 41 条第 1 項から第 3 項まで」を「第 41 条第 1 項及び第 6 項」に、「第 41 条の 3 の 2 第 4 項」を「第 41 条の 3 の 2 第 1 項及び第 5 項」に改め、同表備考第 4 項を次のように改める。

- 4 同一の身体障害者が法第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定による措置（以下「身体障害者福祉法による措置」という。）のうち第 32 条第 1 号に規定する措置と同条第 3 号に規定する措置を同一の月において受けた場合及び同一の者が 2 人以上の身体障害者の主たる扶養義務者となる場合であってこれらの身体障害者が同一の月に身体障害者福祉法による措置を受けたときにおいて、これらの身体障害者が同一の月に受けた措置に係る当該扶養義務者の徴収金の額の合計額が別表第 3 に掲げる当該扶養義務者の税額等による階層区分に応じた入所等に係る徴収額（以下「調整基準額」という。）を超えるときは、調整基準額を当該扶養義務者の徴収金の額とする。

別表第 1 備考中第 6 項を第 8 項とし、第 5 項を第 7 項とし、同項の前に次の 2 項を加える。

- 5 主たる扶養義務者が次の各号のいずれかに掲げる措置を受けた者の扶養義務者として費用を徴収される場合の当該扶養義務者の徴収金の額は、この表

の規定により算定した額（第 1 項又は前項の規定の適用がある場合にあっては、これらの規定により算定した額）から身体障害者福祉法による措置を受けた月と同一の月に受けた当該各号に掲げる措置に係る当該扶養義務者の徴収金の額の合計額（以下「他法による徴収額」という。）を控除して得た額（他法による徴収額がこの表に定める額を超える場合は、零）とする。

(1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項又は同法第 31 条第 2 項若しくは第 3 項の規定による措置

(2) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 10 条の 4 第 1 項又は同法第 11 条第 1 項の規定による措置

6 第 4 項及び前項の規定にかかわらず、同一の者が身体障害者福祉法による措置を受けた身体障害者と当該措置を受けた月と同一の月において知的障害者福祉法第 15 条の 4 又は第 16 条第 1 項第 2 号の規定による措置を受けた知的障害者の主たる扶養義務者となる場合の当該扶養義務者の徴収金の額は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める額とする。

(1) 他法による徴収額が零である場合 この表（この項を除く。）及び別表第 3（備考第 8 項を除く。）の規定により算定した額（以下「身体障害者福祉法による費用の額」という。）と熊本市知的障害者福祉法施行細則（平成 6 年規則第 62 号）第 13 条の規定により準用するこの表（この項を除く。）及び別表第 3（備考第 8 項を除く。）の規定により算定した額（以下「知的障害者福祉法による費用の額」という。）の合計額（調整基準額を超える場合にあっては、調整基準額。以下「2 法による徴収合計額」という。）から知的障害者福祉法による費用の額を控除した額

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 2 法による徴収合計額から他法による徴収額を控除した額が知的障害者福祉法による費用の額を超える場合 2 法による徴収合計額から知的障害者福祉法による費用の額及び他法による徴収額を控除した額

イ アに掲げる場合以外の場合 零

別表第 3 中「第 35 条第 2 号」を「第 35 条第 3 号」に改め、同表備考第 4 項中「及び第 5 条の 4 第 6 項」を「、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項」に改

め、同表備考第 5 項第 2 号中「第 4 1 条第 1 項から第 3 項まで」を「第 4 1 条第 1 項及び第 6 項」に、「第 4 1 条の 3 の 2 第 4 項」を「第 4 1 条の 3 の 2 第 1 項及び第 5 項」に改め、同表備考第 6 項を次のように改める。

- 6 同一の身体障害者が身体障害者福祉法による措置のうち第 3 2 条第 1 号に規定する措置と同条第 3 号に規定する措置を同一の月において受けた場合及び同一の者が 2 人以上の身体障害者の主たる扶養義務者となる場合であってこれらの身体障害者が同一の月に身体障害者福祉法による措置を受けたときにおいて、これらの身体障害者が同一の月に受けた措置に係る当該扶養義務者の徴収金の額の合計額が調整基準額を超えるときは、調整基準額を当該扶養義務者の徴収金の額とする。

別表第 3 備考中第 7 項を第 9 項とし、同項の前に次の 2 項を加える。

- 7 主たる扶養義務者が別表第 1 備考第 5 項各号のいずれかに掲げる措置を受けた者の扶養義務者として費用を徴収される場合の当該扶養義務者の徴収金の額は、この表の規定により算定した額（第 3 項又は前項の規定の適用がある場合にあつては、これらの規定により算定した額）から他法による徴収額を控除して得た額（他法による徴収額がこの表に定める額を超える場合は、零）とする。
- 8 第 6 項及び前項の規定にかかわらず、同一の者が身体障害者福祉法による措置を受けた身体障害者と当該措置を受けた月と同一の月において知的障害者福祉法第 1 5 条の 4 又は第 1 6 条第 1 項第 2 号の規定による措置を受けた知的障害者の主たる扶養義務者となる場合の当該扶養義務者の徴収金の額は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める額とする。
- (1) 他法による徴収額が零である場合 2 法による徴収合計額から知的障害者福祉法による費用の額を控除した額
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める額
- ア 2 法による徴収合計額から他法による徴収額を控除した額が知的障害者福祉法による費用の額を超える場合 2 法による徴収合計額から知的障害者福祉法による費用の額及び他法による徴収額を控除した額
- イ アに掲げる場合以外の場合 零



## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この規則による改正後の別表第 1 及び別表第 3 の規定は、この規則の施行の日以後に行った措置に係る徴収額の算定について適用し、同日前に行った措置に係る徴収額の算定については、なお従前の例による。

## (熊本市知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

- 3 熊本市知的障害者福祉法施行細則（平成 6 年規則第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「第 2 7 条」と、」の次に「同条、別表第 1 及び別表第 3 中」を加え、「第 3 5 条第 2 号」を「第 3 5 条第 3 号」に、「第 2 2 条第 2 号又は第 3 号」を「第 2 2 条第 3 号又は第 4 号」と、別表第 1 備考第 4 項中「法第 1 8 条第 1 項又は第 2 項」とあるのは「法第 1 5 条の 4 又は第 1 6 条第 1 項第 2 号」と、同表備考第 4 項、第 5 項及び第 6 項並びに別表第 3 備考第 6 項及び第 8 項中「身体障害者福祉法による措置」とあるのは「知的障害者福祉法による措置」と、別表第 1 備考第 6 項及び別表第 3 備考第 8 項中「知的障害者福祉法第 1 5 条の 4 又は第 1 6 条第 1 項第 2 号」とあるのは「身体障害者福祉法第 1 8 条第 1 項又は第 2 項」と、別表第 1 備考第 6 項第 1 号中「身体障害者福祉法による費用の額」という。）と熊本市知的障害者福祉法施行細則（平成 6 年規則第 6 2 号）第 1 3 条の規定により準用するこの表（この項を除く。）及び別表第 3（備考第 8 項を除く。）の規定により算定した額（以下「知的障害者福祉法による費用の額」という。）の合計額（調整基準額を超える場合にあつては、調整基準額。以下「2 法による徴収合計額」という。）から知的障害者福祉法による費用の額を控除した額」とあるのは「知的障害者福祉法による費用の額」という。）と、別表第 1 備考第 6 項第 2 号ア中「2 法による徴収合計額」とあるのは「知的障害者福祉法による費用の額と熊本市身体障害者福祉法施行細則別表第 1（備考第 6 項を除く。）及び別表第 3（備考第 8 項を除く。）の規定により算定した額（以下「身体障害者福祉法による費用の額」という。）の合計額（調整基準額を超える場合にあつては、調整基準額。以下「2 法に

よる徴収合計額」という。) 」と、別表第 1 備考第 6 項第 2 号ア及び別表第 3 備考第 8 項第 2 号ア中「2 法による徴収合計額から知的障害者福祉法による費用の額及び他法による徴収額を控除した額」とあるのは「知的障害者福祉法による費用の額」と、別表第 1 備考第 6 項第 2 号イ及び別表第 3 備考第 8 項第 2 号イ中「零」とあるのは「2 法による徴収合計額から他法による徴収額を控除した額」と、別表第 3 備考第 8 項第 1 号中「2 法による徴収合計額から知的障害者福祉法による費用の額を控除した額」とあるのは「知的障害者福祉法による費用の額」に改める。

## 規 則 第 83 号

平成 25 年 12 月 27 日

熊本市児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の措置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の措置に関する規則の一部を改正する規則

熊本市児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の措置に関する規則（平成 15 年規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 2 項中「及び第 5 条の 4 第 6 項」を「、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項」に改め、同表備考第 3 項第 2 号中「第 4 1 条第 1 項から第 3 項まで」を「第 4 1 条第 1 項及び第 6 項」に、「第 4 1 条の 3 の 2 第 4 項」を「第 4 1 条の 3 の 2 第 1 項及び第 5 項」に改め、同表備考第 4 項を次のように改める。

- 4 同一の者が 2 人以上の障害児の主たる扶養義務者となる場合であってこれらの障害児が同一の月に第 14 条第 1 項に規定する措置を受けたときにおいて、これらの措置に係る当該扶養義務者の徴収金の額の合計額がこの表に掲げる当該扶養義務者の税額等による階層区分に応じた 1 月当たりの徴収金の額の上限額を超えるときは、当該 1 月当たりの徴収金の額の上限額を当該扶養義務者の徴収金の額とする。

別表備考中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

- 5 主たる扶養義務者が次の各号のいずれかに掲げる措置を受けた者の扶養義務者として費用を徴収される場合の当該扶養義務者の徴収金の額は、この表の規定により算定した額（前項の規定の適用がある場合にあっては、同項の規定により算定した額）から第 14 条第 1 項に規定する措置を受けた月と同

一の月に受けた当該各号に掲げる措置に係る当該扶養義務者の徴収金の額の合計額を控除して得た額（当該合計額がこの表に定める額を超える場合は、零）とする。

- (1) 法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項又は同法第 31 条第 2 項若しくは第 3 項の規定による措置
- (2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定による措置
- (3) 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 4 又は同法第 16 条第 1 項第 2 号の規定による措置
- (4) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 10 条の 4 第 1 項又は同法第 11 条第 1 項の規定による措置

#### 附 則

- 1 この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に行った措置に係る徴収額の算定について適用し、同日前に行った措置に係る徴収額の算定については、なお従前の例による。

## 規 則 第 84 号

平成 25 年 12 月 27 日

熊本市保育所における保育等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市保育所における保育等に関する規則の一部を改正する規則

熊本市保育所における保育等に関する規則（昭和 62 年規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項の表備考第 2 項第 2 号、附則第 8 項の表備考第 2 項第 2 号及び別表備考第 2 項第 2 号中「第 41 条第 1 項から第 3 項まで」を「第 41 条第 1 項及び第 6 項」に、「第 41 条の 3 の 2 第 1 項及び第 4 項」を「第 41 条の 3 の 2 第 1 項及び第 5 項」に、「第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 2 項」を「第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 3 項」に、「第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項」を「第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 3 項」に改める。

附 則

この規則中附則第 6 項の表備考第 2 項第 2 号、附則第 8 項の表備考第 2 項第 2 号及び別表備考第 2 項第 2 号の改正規定（「第 41 条第 1 項から第 3 項まで」を「第 41 条第 1 項及び第 6 項」に改める部分及び「第 41 条の 3 の 2 第 1 項及び第 4 項」を「第 41 条の 3 の 2 第 1 項及び第 5 項」に改める部分に限る。）は平成 26 年 1 月 1 日から、その他の規定は同年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 85 号

平成 25 年 12 月 27 日

熊本市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市体育施設条例施行規則（平成 23 年規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表グラウンドの項中「西部スポーツセンター」及び「坂野グラウンド」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 86 号

平成 25 年 12 月 27 日

熊本市特定優良賃貸住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市特定優良賃貸住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市特定優良賃貸住宅管理条例施行規則（平成 6 年規則第 71 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「家賃月額」の次に「(円)」を加え、同表平成ウッディヴィラの項を削り、同表ヴェルドミール清水の項中

「

熊本市北区清水町大字新  
地字中組 7 9 5 番 7

熊本市北区清水町大字新  
地字中組 7 9 5 番 8

熊本市北区清水町大字新  
地字中組 7 9 5 番 7

熊本市北区清水町大字新  
地字中組 7 9 5 番 8

」

を

「

熊本市北区清水新地 4 丁  
目 3 番 4 0 号

熊本市北区清水新地 4 丁  
目 3 番 4 1 号

熊本市北区清水新地 4 丁  
目 3 番 5 0 号

熊本市北区清水新地 4 丁  
目 3 番 2 8 号

熊本市北区清水新地 4 丁  
目 3 番 3 2 号  
熊本市北区清水新地 4 丁  
目 3 番 3 6 号  
熊本市北区清水新地 4 丁  
目 3 番 4 7 号

」

に改める。

別表第 2 平成ウッディヴィラの項を削る。

#### 附 則

この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 ヴェルドミール  
清水の項の改正規定は、公布の日から施行する。



**訓 令**

訓 令 第 1 2 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 7 日

熊本市市有財産審議会に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市市有財産審議会に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市市有財産審議会に関する訓令（平成 1 5 年訓令第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「別表に掲げる職にある者」を「副市長、総務局長、企画振興局長、財政局長、都市建設局長、財政局次長及び都市建設局次長（用地調整課の事務事業を所管する次長に限る。）」に改める。

第 1 1 条を第 1 2 条とし、第 8 条から第 1 0 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 7 条第 1 号中「電信電話事業」を「電気通信事業」に改め、同条第 2 号中「社会体育施設内の有料広告看板」を「郵便差出箱」に改め、同条第 4 号中「（昭和 3 9 年条例第 1 7 号）」を削り、同条に次の 1 号を加え、同条を第 8 条とする。

(10) 緊急を要する使用許可又は貸付けのうち、市長が必要と認めたものに関する  
事項

第 6 条第 6 号中「行政財産」を「熊本市行政財産使用条例（昭和 3 9 年条例第 1 7 号）の適用を受ける行政財産」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条第 1 項に後段として次のように加え、同条第 2 項を削り、同条を第 6 条とする。

この場合において、当該課等の長は、審議会の審議を受けようとする事項（次条第 6 号及び第 7 号に規定する事項を除く。）に係る価格に関し、あらかじめ熊本市公共用地等評価委員会の審査を経なければならない。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(代理出席等)

第 5 条 委員のうち総務局長又は企画振興局長である者がやむを得ない事情により審議会に出席できないときは、それぞれ総務局次長又は企画振興局次長である者を代理者として審議会に出席させ、その委員の職務にあたらせることができる。

別表を削る。

附 則

この訓令は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

**告 示**

告示第 9 1 6 号

平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅 員 (m)	延 長 (m)
2 4 - 1 6 7	飛田町鶴羽田 町第 1 号線	北区四方寄町 6 1 番 1 地先から 北区四方寄町 6 8 番 1 地先まで	旧	4. 3 ～ 1 1. 0	1 0 7. 0
		北区四方寄町 6 1 番 1 地先から 北区四方寄町 6 8 番 1 地先まで	新	4. 3 ～ 9. 6	9 0. 1

告示第 9 1 7 号

平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
2 4 - 1 6 7	飛田町鶴羽田 町第 1 号線	北区四方寄町 6 1 番 1 地先から 北区四方寄町 6 8 番 1 地先まで	平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日

告示第 9 1 8 号

平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅 員 (m)	延 長 (m)
7-219	島崎6丁目 花園3丁目 第1号線	西区島崎六丁目122番1地先から 西区島崎六丁目121番5地先まで	旧	2.1 ～ 2.2	20.1
		西区島崎六丁目122番1地先から 西区島崎六丁目121番5地先まで	新	0 ～ 0	0

告 示 第 9 1 9 号

平成25年12月17日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅 員 (m)	延 長 (m)
12-1102	若葉6丁目 第10号線	東区若葉六丁目317番1地先から 東区若葉六丁目523番1地先まで	旧	3.0 ～ 6.7	183.9
		東区若葉六丁目317番1地先から 東区若葉六丁目523番1地先まで	新	5.0 ～ 8.7	183.9

告 示 第 9 2 0 号

平成25年12月17日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
12-1102	若葉6丁目 第10号線	東区若葉六丁目317番1地先から 東区若葉六丁目523番1地先まで	平成25年12月17日

告 示 第 9 2 2 号

平成 25 年 1 月 19 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4 3 7 0 1 1 0 1 7 5	清風荘 熊本市東区下江津二丁目 5 番 4 7 号	彰良合同会社 熊本市東区下江津二丁目 5 番 4 7 号 代表社員 谷口 雅	平成 26 年 1 月 1 日	通所介護
4 3 7 0 1 1 0 1 7 5	清風荘 熊本市東区下江津二丁目 5 番 4 7 号	彰良合同会社 熊本市東区下江津二丁目 5 番 4 7 号 代表社員 谷口 雅	平成 26 年 1 月 1 日	介護予防通 所介護

告 示 第 9 2 3 号

平成 25 年 1 月 20 日

平成 25 年度市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 督促状送達の効力の発生日  
この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過した日
- 2 督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
  - (1) 市県民税（普通徴収） 3 2 1 件
  - (2) 固定資産税 6 件
  - (3) 市県民税（特別徴収） 1 1 件
  - (4) 法人市民税 4 件

告 示 第 9 2 4 号

平成 25 年 1 月 25 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日
1 2 月 2 日	はり札等	6	長嶺・画図町重富	1 2 月 3 日

12月3日	はり札等	1	下南部	12月4日
12月6日	はり札等	4	流通団地・近見	12月7日
12月10日	立看板等	2	東町	12月11日
12月13日	はり札等	1	尾ノ上	12月14日
12月17日	はり札等	2	近見	12月18日
	立看板等	5	薄場・野口	
12月19日	はり札等	6	長嶺東	12月20日
12月20日	はり札等	1	帯山	12月21日
12月22日	はり札等	41	近見・城山半田・砂原町・島町・上ノ郷	12月23日
保管場所 熊本市花畑別館 (熊本市中央区花畑町3-1)				

## 告示第 925 号

平成 25 年 12 月 25 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日  
平成 25 年 12 月 25 日
- 3 売却又は廃棄の台数  
自転車 164 台

## 告示第 926 号

平成 25 年 12 月 25 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間
  - (1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所  
ア 平成 25 年 12 月 12 日 平成駅前自転車駐車場
  - (2) 保管の場所 平成自転車保管所
  - (3) 保管の期間 平成 26 年 3 月 27 日まで

- 2 移動・保管台数  
自転車 8 台
- 3 返還事務を行う曜日・時間  
月曜日から土曜日まで  
午前 10 時から午後 4 時 30 分まで  
日曜日、祝祭日及び 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。
- 4 返還を受けるための必要事項  
自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。
- 5 連絡先（返還事務を行う場所）  
平成自転車保管所（電話 096-364-3910）  
熊本市中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

告 示 第 9 2 7 号

平成 25 年 1 2 月 2 5 日

市道の路線を次のように認定するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 9 条の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路 線 名	起 点
		終 点
4-566	出水 5 丁目第 20 号線	中央区出水五丁目 103 番 5 地先
		中央区出水五丁目 103 番 12 地先
4-567	出水 8 丁目第 39 号線	中央区出水八丁目 612 番 1 地先
		中央区出水八丁目 553 番 8 地先
4-568	出水 8 丁目第 40 号線	中央区出水八丁目 553 番 9 地先
		中央区出水八丁目 553 番 12 地先
4-569	出水 8 丁目第 41 号線	中央区出水八丁目 553 番 14 地先
		中央区出水八丁目 553 番 17 地先
7-526	島崎 5 丁目第 53 号線	西区島崎五丁目 596 番地先
		西区島崎五丁目 533 番地先
8-309	上熊本 3 丁目第 15 号線	西区上熊本三丁目 198 番 2 地先
		西区上熊本三丁目 201 番地先
10-798	楠 6 丁目第 4 号線	北区楠六丁目 1884 番 4 地先
		北区楠六丁目 1884 番 17 地先

10-799	楠6丁目第5号線	北区楠六丁目1884番14地先
		北区楠六丁目1884番11地先
12-1116	月出3丁目第3号線	東区月出三丁目2432番502地先
		東区月出三丁目2432番508地先
17-489	野口2丁目第5号線	南区野口二丁目265番10地先
		南区野口二丁目265番6地先
18-210	上高橋1丁目第1号線	西区上高橋一丁目87番1地先
		西区上高橋一丁目87番7地先
23-856	小山4丁目第3号線	東区小山四丁目1269番8地先
		東区小山四丁目1269番9地先
23-857	小山4丁目第4号線	東区小山四丁目1270番3地先
		東区小山四丁目1279番12地先
23-858	小山4丁目第5号線	東区小山四丁目1285番1地先
		東区小山四丁目1285番7地先
23-859	戸島5丁目第2号線	東区戸島五丁目3956番15地先
		東区戸島五丁目3956番9地先
23-860	戸島西1丁目第3号線	東区戸島西一丁目3094番5地先
		東区戸島西一丁目3094番15地先
23-861	戸島西3丁目第1号線	東区戸島西三丁目3383番21地先
		東区戸島西三丁目3383番26地先
23-862	戸島西7丁目第4号線	東区戸島西七丁目2705番10地先
		東区戸島西七丁目2705番5地先
23-863	戸島西7丁目第5号線	東区戸島西七丁目2757番14地先
		東区戸島西七丁目2777番15地先
23-864	長嶺東1丁目第3号線	東区長嶺東一丁目2757番4地先
		東区長嶺東一丁目2756番5地先
23-865	長嶺東4丁目第4号線	東区長嶺東四丁目1440番12地先
		東区長嶺東四丁目1440番14地先
26-166	護藤町第35号線	南区護藤町1532番2地先
		南区護藤町1532番10地先



28-30598	清藤第14号線	南区富合町清藤336番20地先
		南区富合町清藤336番13地先
28-30599	清藤第15号線第8号線	南区富合町清藤336番14地先
		南区富合町清藤336番18地先
29-30400	舞原第5号線第9号線	南区城南町舞原59番15地先
		南区城南町舞原59番9地先
29-30401	舞原第6号線第9号線	南区城南町舞原279番5地先
		南区城南町舞原279番18地先
23-866	御領5丁目第1号線第9号線	東区御領五丁目240番3地先
		東区御領五丁目240番8地先
29-30402	碓第3号線第9号線	南区城南町碓450番10地先
		南区城南町碓450番7地先
1-406	下通2丁目水道町第1号線	中央区下通二丁目7番13地先
		中央区水道町6番3地先
9-1058	楡木1丁目第1号線第9号線	北区楡木一丁目1202番1地先
		北区楡木一丁目1202番3地先
24-498	和泉町第15号線第9号線	北区和泉町1231番1地先
		北区和泉町1229番1地先

告 示 第 9 2 8 号

平成25年12月25日

市道の路線を次のように廃止するので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

整理番号	路線名	起 点
		終 点
5-108	琴平2丁目第1号線	琴平二丁目376番地先
		琴平二丁目610番1地先

告 示 第 9 2 9 号

平成25年12月25日

市道の区域を次のように決定するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路 線 名	起 点
		終 点
4-566	出水 5 丁目第 20 号線	中央区出水五丁目 103 番 5 地先
		中央区出水五丁目 103 番 12 地先
4-567	出水 8 丁目第 39 号線	中央区出水八丁目 612 番 1 地先
		中央区出水八丁目 553 番 8 地先
4-568	出水 8 丁目第 40 号線	中央区出水八丁目 553 番 9 地先
		中央区出水八丁目 553 番 12 地先
4-569	出水 8 丁目第 41 号線	中央区出水八丁目 553 番 14 地先
		中央区出水八丁目 553 番 17 地先
7-526	島崎 5 丁目第 53 号線	西区島崎五丁目 596 番地先
		西区島崎五丁目 533 番地先
8-309	上熊本 3 丁目第 15 号線	西区上熊本三丁目 198 番 2 地先
		西区上熊本三丁目 201 番地先
10-798	楠 6 丁目第 4 号線	北区楠六丁目 1884 番 4 地先
		北区楠六丁目 1884 番 17 地先
10-799	楠 6 丁目第 5 号線	北区楠六丁目 1884 番 14 地先
		北区楠六丁目 1884 番 11 地先
12-1116	月出 3 丁目第 3 号線	東区月出三丁目 2432 番 502 地先
		東区月出三丁目 2432 番 508 地先
17-489	野口 2 丁目第 5 号線	南区野口二丁目 265 番 10 地先
		南区野口二丁目 265 番 6 地先
18-210	上高橋 1 丁目第 1 号線	西区上高橋一丁目 87 番 1 地先
		西区上高橋一丁目 87 番 7 地先
23-856	小山 4 丁目第 3 号線	東区小山四丁目 1269 番 8 地先
		東区小山四丁目 1269 番 9 地先
23-857	小山 4 丁目第 4 号線	東区小山四丁目 1270 番 3 地先
		東区小山四丁目 1279 番 12 地先

23-858	小山4丁目第5号線	東区小山四丁目1285番1地先
		東区小山四丁目1285番7地先
23-859	戸島5丁目第2号線	東区戸島五丁目3956番15地先
		東区戸島五丁目3956番9地先
23-860	戸島西1丁目第3号線	東区戸島西一丁目3094番5地先
		東区戸島西一丁目3094番15地先
23-861	戸島西3丁目第1号線	東区戸島西三丁目3383番21地先
		東区戸島西三丁目3383番26地先
23-862	戸島西7丁目第4号線	東区戸島西七丁目2705番10地先
		東区戸島西七丁目2705番5地先
23-863	戸島西7丁目第5号線	東区戸島西七丁目2757番14地先
		東区戸島西七丁目2777番15地先
23-864	長嶺東1丁目第3号線	東区長嶺東一丁目2757番4地先
		東区長嶺東一丁目2756番5地先
23-865	長嶺東4丁目第4号線	東区長嶺東四丁目1440番12地先
		東区長嶺東四丁目1440番14地先
26-166	護藤町第35号線	南区護藤町1532番2地先
		南区護藤町1532番10地先
28-30598	清藤第14号線	南区富合町清藤336番20地先
		南区富合町清藤336番13地先
28-30599	清藤第15号線第8号線	南区富合町清藤336番14地先
		南区富合町清藤336番18地先
29-30400	舞原第5号線第9号線	南区城南町舞原59番15地先
		南区城南町舞原59番9地先
29-30401	舞原第6号線第9号線	南区城南町舞原279番5地先
		南区城南町舞原279番18地先
23-866	御領5丁目第1号線第9号線	東区御領五丁目240番3地先
		東区御領五丁目240番8地先
29-30402	碓第3号線第9号線	南区城南町碓450番10地先
		南区城南町碓450番7地先

1-406	下通2丁目水道町第1号線	中央区下通二丁目7番13地先
		中央区水道町6番3地先
9-1058	楡木1丁目第1号線第9号線	北区楡木一丁目1202番1地先
		北区楡木一丁目1202番3地先
24-498	和泉町第15号線第9号線	北区和泉町1231番1地先
		北区和泉町1229番1地先

告示第930号

平成25年12月25日

市道の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

整理番号	路線名	起 点
		終 点
4-566	出水5丁目第20号線	中央区出水五丁目103番5地先
		中央区出水五丁目103番12地先
4-567	出水8丁目第39号線	中央区出水八丁目612番1地先
		中央区出水八丁目553番8地先
4-568	出水8丁目第40号線	中央区出水八丁目553番9地先
		中央区出水八丁目553番12地先
4-569	出水8丁目第41号線	中央区出水八丁目553番14地先
		中央区出水八丁目553番17地先
7-526	島崎5丁目第53号線	西区島崎五丁目596番地先
		西区島崎五丁目533番地先
8-309	上熊本3丁目第15号線	西区上熊本三丁目198番2地先
		西区上熊本三丁目201番地先
10-798	楠6丁目第4号線	北区楠六丁目1884番4地先
		北区楠六丁目1884番17地先
10-799	楠6丁目第5号線	北区楠六丁目1884番14地先
		北区楠六丁目1884番11地先

12-1116	月出3丁目第3号線	東区月出三丁目2432番502地先
		東区月出三丁目2432番508地先
17-489	野口2丁目第5号線	南区野口二丁目265番10地先
		南区野口二丁目265番6地先
18-210	上高橋1丁目第1号線	西区上高橋一丁目87番1地先
		西区上高橋一丁目87番7地先
23-856	小山4丁目第3号線	東区小山四丁目1269番8地先
		東区小山四丁目1269番9地先
23-857	小山4丁目第4号線	東区小山四丁目1270番3地先
		東区小山四丁目1279番12地先
23-858	小山4丁目第5号線	東区小山四丁目1285番1地先
		東区小山四丁目1285番7地先
23-859	戸島5丁目第2号線	東区戸島五丁目3956番15地先
		東区戸島五丁目3956番9地先
23-860	戸島西1丁目第3号線	東区戸島西一丁目3094番5地先
		東区戸島西一丁目3094番15地先
23-861	戸島西3丁目第1号線	東区戸島西三丁目3383番21地先
		東区戸島西三丁目3383番26地先
23-862	戸島西7丁目第4号線	東区戸島西七丁目2705番10地先
		東区戸島西七丁目2705番5地先
23-863	戸島西7丁目第5号線	東区戸島西七丁目2757番14地先
		東区戸島西七丁目2777番15地先
23-864	長嶺東1丁目第3号線	東区長嶺東一丁目2757番4地先
		東区長嶺東一丁目2756番5地先
23-865	長嶺東4丁目第4号線	東区長嶺東四丁目1440番12地先
		東区長嶺東四丁目1440番14地先
26-166	護藤町第35号線	南区護藤町1532番2地先
		南区護藤町1532番10地先
28-30598	清藤第14号線	南区富合町清藤336番20地先
		南区富合町清藤336番13地先

28-30599	清藤第15号線第8号線	南区富合町清藤336番14地先
		南区富合町清藤336番18地先
29-30400	舞原第5号線第9号線	南区城南町舞原59番15地先
		南区城南町舞原59番9地先
29-30401	舞原第6号線第9号線	南区城南町舞原279番5地先
		南区城南町舞原279番18地先
23-866	御領5丁目第1号線第9号線	東区御領五丁目240番3地先
		東区御領五丁目240番8地先
29-30402	礎第3号線第9号線	南区城南町礎450番10地先
		南区城南町礎450番7地先
9-1058	楡木1丁目第1号線第9号線	北区楡木一丁目1202番1地先
		北区楡木一丁目1202番3地先

告 示 第 9 3 2 号

平成25年12月26日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・申請者氏名	診療科目	指定年月日
(医科)		
吉村産婦人科皮膚科医院 熊本市中央区子飼本町6-22 吉村 和子	皮膚科・産婦人科	平成25年10月1日
(訪問看護)		
訪問看護ステーションわかやば 熊本市東区若葉六丁目3-58 株式会社 ヘルスケアわかやば 代表取締役 猪原 智香子	訪問看護	平成25年12月3日
(薬局)		
スマイル薬局 熊本市北区植木町鑑田1029-3 有限会社 雄飛 代表取締役 西内 雄治	薬局	平成25年10月1日
菜の花薬局 熊本市中央区花畑町1-5 尚亜ビル2F 有限会社直方メディカルサービス 代表取締役 水口 敏生	薬局	平成25年12月1日

ファーマダイワ薬局 熊本市南区流通団地一丁目 5 6 株式会社ファーマダイワ 代表取締役 岡山 善郎	薬局	平成 25 年 1 2 月 5 日
(あん摩・マッサージ)		
ほうねん針灸マッサージ治療院 森山 豊年 熊本市東区新生一丁目 1 1 - 7 森山 豊年	あん摩・マッ サージ	平成 25 年 1 1 月 1 4 日
合同会社アーク訪問マッサージ 志柿 明子 熊本市東区小峯四丁目 2 - 4 3 合同会社アーク訪問マッサージ 代表社員 岡本 文子	あん摩・マッ サージ	平成 25 年 1 2 月 1 2 日
(はり・灸)		
ほうねん針灸マッサージ治療院 森山 豊年 熊本市東区新生一丁目 1 1 - 7 森山 豊年	はり・灸	平成 25 年 1 1 月 1 4 日

告 示 第 9 3 3 号

平成 25 年 1 2 月 2 6 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定により、医療扶助を担当する機関を指定したので、同法第 5 5 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
(歯科)		
てらしま歯科医院 熊本市南区田迎六丁目 2 - 6 寺島 貴史	歯 科 ・ 小 児 歯 科 ・ 歯 科 口 腔 外 科	平成 25 年 1 1 月 1 日

告 示 第 9 3 4 号

平成 25 年 1 2 月 2 6 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名 (住所)	変更年月日	変更事由
(医科)		
新 水前寺大腸肛門科医院 熊本市中央区水前寺三丁目 5 - 1 1 医療法人社団 水前寺大腸肛門科医院 理事長 住江 正浩	平成 25 年 1 0 月 4 日	医療機関名称変 更・法人名称変更
旧 水前寺肛門科医院 熊本市中央区水前寺三丁目 5 - 1 1 医療法人社団 水前寺肛門科医院 理事長 住江 正浩		

告 示 第 9 3 5 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 6 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
(歯科)	
寺島歯科医院 熊本市南区田迎六丁目 2-6 寺島 美史	平成 2 5 年 1 0 月 3 1 日
(薬局)	
スマイル薬局 熊本市北区植木町鏡田 1 0 2 9-3 有限会社 生活の杜 代表取締役 樺島 淳	平成 2 5 年 9 月 3 0 日
さつき薬局花畑店 熊本市中央区花畑町 4-1 太陽生命熊本第 2 ビル 2 F 株式会社さつき薬局 代表取締役 中川 秀次	平成 2 5 年 1 1 月 3 0 日

告 示 第 9 3 6 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 6 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から休止の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	休止年月日
(医科)	
吉村産婦人科内科皮膚科医院 熊本市中央区子飼本町 6-2 0 吉村 順次	平成 2 5 年 9 月 3 0 日

告 示 第 9 3 7 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 6 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第 5 5 号の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
くるみの村 熊本市東区渡鹿八丁目 1 番 7 0 号 くるみ福祉会株式会社 代表取締役 薙野 英児	通所介護・介護予防通所 介護	平成 2 5 年 1 1 月 2 7 日
居宅介護支援事業所 くるみの郷 熊本市東区渡鹿八丁目 1 番 7 0 号 くるみ福祉会株式会社 代表取締役 薙野 英児	居宅介護支援	平成 2 5 年 1 1 月 2 7 日



ケアステーション彩色 熊本市中央区帯山七丁目 9 番 6 9 号 合同会社 グリーンライフ 代表社員 毛利 緑	訪問介護・介護予防訪問 介護	平成 25 年 1 0 月 2 9 日
デイサービス彩色 熊本市中央区帯山七丁目 9 番 6 9 号 合同会社 グリーンライフ 代表社員 毛利 緑	通所介護・介護予防通所 介護	平成 25 年 1 0 月 2 9 日
はーとまっふ桜木デイサービスセンター 熊本市東区桜木四丁目 1 7 番 1 3 号 株式会社ハートマップ 代表取締役 山下 玲子	通所介護・介護予防通所 介護	平成 25 年 1 2 月 9 日
リハビリデイサービス オリーブ新南部 熊本市東区新南部六丁目 2-5 株式会社 ハミングライフ 代表取締役 岡島 淳一	通所介護・介護予防通所 介護	平成 25 年 1 2 月 1 0 日
株式会社大賀薬局 帯山店 熊本市中央区帯山八丁目 2 番 5 号 株式会社大賀薬局 代表取締役 大賀 研一	居宅療養管理指導	平成 25 年 1 2 月 6 日
和の郷居宅介護支援事業所 熊本市西区小島二丁目 8 番 5 7 号 有限会社モトム総合企画 代表取締役 白井 清	居宅介護支援	平成 25 年 1 2 月 1 0 日
訪問介護事業所こころの森 熊本市中央区上水前寺二丁目 1 0-7 NPO 法人こころの森 代表理事 中熊 寿子	訪問介護・介護予防訪問 介護	平成 25 年 1 1 月 2 1 日
訪問看護ステーションわかば 熊本市東区若葉六丁目 3-58 株式会社ヘルスケアわかば 代表取締役 猪原 智香子	訪問看護・介護予防訪問 看護	平成 25 年 1 2 月 3 日

告 示 第 9 3 8 号

平成 25 年 1 2 月 2 6 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

	介護機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
新	介護機関名称：株式会社介助南熊本営業所 所在地：熊本市南区田井島一丁目 9-18 開設者：株式会社介助南熊本営業所 熊本市南区田井島一丁目 9-18 代表取締役 佐野 善治	平成 25 年 1 0 月 1 日	名称・その他変更

旧	介護機関名称：有限会社介助南熊本営業所 所在地：熊本市南区田井島一丁目 9-18 開設者：有限会社介助南熊本営業所 熊本市南区田井島一丁目 9-18 代表取締役 佐野 善治		
新	介護機関名称：くまもとケアセンターそよ風 所在地：熊本市東区山ノ内三丁目 9 番 2 7 号 開設者：株式会社ユニマツトそよ風 東京都港区南青山二丁目 1 2 番 1 4 号 代表取締役 平家 伸吾	平成 25 年 1 1 月 6 日	その他変更
旧	介護機関名称：くまもとケアセンターそよ風 所在地：熊本市東区山ノ内三丁目 9 番 2 7 号 開設者：株式会社ユニマツトそよ風 東京都港区南青山二丁目 1 2 番 1 4 号 代表取締役 渡邊 信義		

告 示 第 9 3 9 号

平成 25 年 1 2 月 2 6 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び第 1 1 5 条の 1 0 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4 3 7 0 1 1 0 1 9 1	せんだメディカルケアセンター ディーバ 熊本市中央区島崎一丁目 3 3 番 1 号	医療法人 CCR 熊本市中央区島崎一丁目 3 3 番 1 1 号 理事長 千田 治道	平成 26 年 1 月 1 日	通所リハビリテーション
4 3 7 0 1 1 0 1 9 1	せんだメディカルケアセンター ディーバ 熊本市中央区島崎一丁目 3 3 番 1 号	医療法人 CCR 熊本市中央区島崎一丁目 3 3 番 1 1 号 理事長 千田 治道	平成 26 年 1 月 1 日	介護予防通所リハビリテーション

告 示 第 9 4 0 号

平成 25 年 1 2 月 2 6 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 5 条 2 項の規定による届出がされたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類

437010 7221	ファミリー介護サービス味噌天神 熊本市中央区大江北町7番地9 ビクトリアビル2F	株式会社ファミリー介護サービス 熊本市中央区大江北町7番地9 代表取締役 瀧上 裕史	平成25年 12月31日	通所介護 介護予防通所介 護
----------------	--	--	-----------------	----------------------

告示第941号

平成25年12月27日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
437011 0209	デイサービス サペリア 熊本市中央区大江北町7番地9 ビクトリアビル	株式会社ビクトリア 熊本市中央区大江北町7番地9 ビクトリアビル 代表取締役 瀧上 裕史	平成26年 1月1日	通所介護
437011 0209	デイサービス サペリア 熊本市中央区大江北町7番地9 ビクトリアビル	株式会社ビクトリア 熊本市中央区大江北町7番地9 ビクトリアビル 代表取締役 瀧上 裕史	平成26年 1月1日	介護予防通所介 護

告示第942号

平成25年12月27日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条2項の規定による届出がされたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
437010 7247	指定通所介護 昭孝園 新南部ステーション 熊本市東区新南部三丁目7番 133号	有限会社健康福祉社アフティアル 熊本市中央区黒髪一丁目2番19号 代表取締役 柿木 孝哉	平成26年 1月31日	通所介護 介護予防通所介 護

告示第943号

平成25年12月27日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、就労継続支援A型事業を行う事業者の指定を廃止したので、同法第51条第2号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 廃止した事業所の名称及び所在地  
うるおい  
熊本市南区近見八丁目7番40-1

- 2 廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名  
合同会社うるおい  
熊本県宇城市松橋町豊福1683番地1  
代表社員 右田 和也
- 3 廃止した事業の種類  
就労継続支援A型
- 4 廃止年月日  
平成26年1月31日

## 公 告

公告第825号

平成25年12月16日

平成25年度熊本市一般任期付職員（文化財専門職）採用選考試験を実施するので次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 選考名称  
平成25年度熊本市一般任期付職員（文化財専門職）採用選考試験
- 2 申込期間  
平成25年12月16日（月）から平成26年1月15日（水）まで
- 3 職種及び採用予定者数  
文化財専門職（近世城郭専攻） 1名  
文化財専門職（文献史学専攻） 1名
- 4 試験案内配布場所  
熊本市人事課  
※ 熊本市ホームページの行政情報中にも試験案内を掲載

公告第826号

平成25年12月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市東区小山七丁目1407番2、1407番3、1407番5  
1,808.24平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市東区保田窪本町4番32号  
有限会社 クリエイト  
代表取締役 原本 栄興

公告第827号

平成25年12月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区植木町鏡田字永割 1 1 4 7 番 4、1 1 4 7 番 5、1 1 5 3 番 3、1 1 5 3 番 4  
3 1 1. 1 4 平方メートル

- 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市北区植木町平野 2 4 3 番地 1 サニーカーサⅡ 1 0 2 号  
森 健誠

公 告 第 8 2 8 号

平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市西区域山半田三丁目 1 2 6 0 番 1、1 2 6 0 番 3  
4 5 0. 6 7 平方メートル
- 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市西区域山下代四丁目 6 番 2 1 号 清崎ハイツ 1 0 1  
谷本 良孝

公 告 第 8 3 1 号

平成 2 5 年 1 2 月 1 8 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区白藤 1 丁目 2 1 6 番 1 2、2 1 9 番 1、2 2 0 番、2 2 1 番、2 2 2 番、2 2 5 番、  
2 2 3 番 7 の一部、2 2 3 番 1 2 の一部  
1, 6 8 3. 8 3 平方メートル
- 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市中央区水道町 5 番 2 1 号  
株式会社 ホームステージ  
代表取締役 田邊 勝宣

公 告 第 8 3 2 号

平成 2 5 年 1 2 月 1 8 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区御幸木部一丁目 1 2 6 6 番 1、1 2 6 6 番 2、1 2 6 7 番 4  
2 9 3. 2 1 平方メートル
- 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市西区野中一丁目 7 番 2 0 号 エポック 2 0 1  
梶 健一郎

## 公 告 第 8 3 3 号

平成 25 年 1 2 月 1 8 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市北区榎木二丁目 1 6 2 8 番 1  
1, 1 2 9. 9 8 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市北区榎木一丁目 3 番 3 7 号  
安達 清次

## 公 告 第 8 3 4 号

平成 25 年 1 2 月 1 9 日

次のとおり差押財産の公売を実施するので、国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 9 5 条及び第 9 9 条の規定により公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 公売財産の種類 自動車
- 2 公売物件の品名、見積価額及び公売保証金

売却区分 番号	品 名	見積価額	公売保証金
1	平成 1 2 年式 メルセデス・ベンツ SLK 2 3 0	2 1 0, 0 0 0 円	0 円

全て代金納付時の現況有姿による

- 3 公売方法 せり売り
- 4 公売参加申込期間 平成 2 6 年 1 月 7 日（火）午後 1 時から  
平成 2 6 年 1 月 2 0 日（月）午後 1 1 時まで
- 5 せり売り期間 平成 2 6 年 1 月 2 7 日（月）午後 1 時から  
平成 2 6 年 1 月 2 9 日（水）午後 1 1 時まで
- 6 公売場所 ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上
- 7 売却決定期日及び場所
  - (1) 財産種別 自動車
  - (2) 期日 平成 2 6 年 2 月 6 日（木）
  - (3) 場所 熊本市役所納税課
- 8 買受代金の納付期限 平成 2 6 年 2 月 6 日（木）午後 2 時 3 0 分  
（ただし、地方税法第 1 9 条の 7 第 1 項ただし書その外の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く）
- 9 買受人についての資格その外の要件  
国税徴収法第 9 2 条及び第 1 0 8 条第 1 項該当者は買受人となることができない。
- 1 0 その外の公売要件
  - (1) この公売公告に違反した者、国税徴収法第 9 2 条の規定に該当する者又は同法第 1 0 8 条第 1 項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及びせり売りに参加することはできない。
  - (2) 公売財産のせり売りにかかる買受の申し込みをしようとする者（以下、「入札者等」という。）は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要である。また、公売保証金を必要とする

公売財産については、入札前に公売保証金を納付すること。

- (3) 公売保証金が 30 万円以下の納付は、入札者等（入札者等が法人の場合は当該法人代表者）名義のクレジットカード（アメリカンエクスプレスカード及びその他一部のカードを除く）で納付できるが、当該売却区分の公売保証金以上の利用可能な売上与信枠があることが必要である。
- (4) 公売保証金の納付は指定する口座への振込、現金書留による送付（公売保証金が 50 万円以下の場合に限る）、郵便為替（発行の日から起算し、175 日を経過していないもの）の送付、又は現金（熊本手形交換所管内の銀行が振り出した小切手を含む。但し振出の日から起算して 8 日を経過していないもの）に限る。また、買受人が買受代金を納付しない場合、公売保証金は返還しない。
- (5) せり売りにかかる買受の申込は、せり売りの期間中であれば何度でもできる。一度行ったせり売りにかかる買受の申込は、変更又は取り消しはできない。
- (6) 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者と決定し売却決定を行う。なお、最高価申込者決定時においては YAHOO! JAPAN ID を最高価申込者氏名とみなす。
- (7) 買受代金納付の前に、公売財産にかかる市税の完納の事実が証明されたとき、又は買受代金納付後であっても、取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消す。
- (8) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときである。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになる。また、引渡しを行う財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行う。
- (9) 熊本市は公売財産について瑕疵担保責任を負わない。
- (10) 公売財産が滞納者等に保管されているときは、熊本市が買受人に交付する売却決定通知書を提示し、保管人から財産を受け取る。この場合、上記売却決定通知書の交付により、熊本市から買受人に対して公売財産の引渡しは完了したことになる。なお、代金納付後、直ちに公売財産を引き上げない場合は、保管人より保管料の支払を求められることがある。また、執行機関が公売財産を占有している場合、代金納付後直ちに公売財産を引き上げない場合は、「保管依頼書」の提出が必要である。
- (11) 買受人が自ら行う財産（電話加入権など）の場合は、売却決定後、速やかに登録等の手続をすること。
- (12) その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限がある。
- (13) 公売公告の内容は、熊本市役所 2 階財政局納税課（9 番窓口）で閲覧することができる。
- (14) ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがある。
- (15) 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られ若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、執行機関は何ら補償しない。
- (16) 公売参加申込期間及びせり売り期間には、ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。
- (17) この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定する日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を熊本市役所納税課まで申し出ること。

公 告 第 8 3 5 号

平成 25 年 1 月 20 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区城南町下宮地字向権現 201 番 10、201 番 11  
462.88 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市北区八景水谷二丁目 11 番 11 号 11 棟 304 号室  
内田 浩司

公 告 第 8 3 6 号

平成 25 年 12 月 20 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区城南町高字屋敷 718 番 3、718 番 4  
314.25 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市西区城山大塘一丁目 12 番 1 号  
吉岡 伸郎

公 告 第 8 3 7 号

平成 25 年 12 月 24 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市の町の区域及び名称を変更するため、住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 住居表示整備事業に伴う町の区域及び名称の変更案

【松尾町上松尾地域】

現町界町名（別図 1）	新町界町名（別図 2）	摘 要
松尾町上松尾	松尾一丁目・松尾二丁目	住居表示実施
	上松尾町	町界町名変更
	中松尾町	
	西松尾町	

- 2 変更時期 平成 26 年 1 月 1 日（予定）
- 3 縦覧期間 平成 25 年 12 月 24 日から平成 26 年 1 月 24 日まで
- 4 縦覧場所 熊本市 企画振興局 区政推進課

公 告 第 8 3 8 号

平成 25 年 12 月 24 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積



熊本市東区上南部二丁目 1 5 3 8 番 1

1, 3 6 3. 8 8 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区上南部一丁目 1 0 番 3 3 号

古谷 光枝

公 告 第 8 4 0 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 4 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区野口三丁目 1 1 4 1 番、1 1 4 2 番、1 1 5 4 番、1 1 5 5 番、1 1 5 6 番、1 2 1

3 番 1、1 2 1 4 番 1 及び市道、水路

4, 5 2 4. 1 3 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区長嶺南八丁目 8 番 5 5 号

株式会社アネシス

代表取締役 加藤 龍也

公 告 第 8 4 1 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 4 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区画図町大字重富字外無田 9 5 6 番 1、9 5 7 番、9 5 8 番及び市道の一部

2, 9 6 6. 6 6 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区城南町宮地 4 6 6 番地 8

株式会社メビウス不動産開発

代表取締役 杉村 高德

公 告 第 8 4 3 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区貢町字出口 1 1 5 6 番 3、1 1 5 7 番 1、1 1 5 7 番 3、1 1 5 8 番 1、1 1 5 8 番

3、1 1 5 8 番 4、1 1 5 8 番 5、1 1 6 0 番 1、1 1 6 2 番 2

2 9 9 1. 0 4 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

宗教法人 赤水白山比咩神社

代表役員 幸山 玲治

## 公 告 第 8 4 4 号

平成 25 年 1 2 月 25 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区野口三丁目 985 番、986 番、988 番  
1, 979. 53 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市南区野口三丁目 5 番 15 号  
福田 加律代

## 公 告 第 8 4 5 号

平成 25 年 1 2 月 26 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区野口二丁目 253 番 3、253 番 4、254 番 1、271 番 3、272 番 1 及び水路の一部  
2, 070. 25 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市東区長嶺南八丁目 8 番 55 号  
株式会社 アネシス  
代表取締役 加藤 龍也  
熊本市東区長嶺南八丁目 11 番 40 号  
三智開発株式会社  
代表取締役 原 美保

## 公 告 第 8 4 7 号

平成 25 年 1 2 月 27 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市西区上代六丁目 3061 番  
496. 66 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市西区小島九丁目 11 番 17 号 ヴィラハピネス 105  
寺本 裕也  
寺本 穂奈美

## 公 告 第 8 4 8 号

平成 25 年 1 2 月 27 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市北区飛田二丁目 813 番 6、813 番 7、813 番 8、819 番 2、820 番 1、820 番 3、里道の一部  
1, 881. 70 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市東区下江津五丁目 13 番 12 号  
株式会社 熊本不動産ネット  
代表取締役 横田 健太

公 告 第 8 4 9 号

平成 25 年 12 月 27 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区上ノ郷二丁目 187 番、188 番、189 番 1、189 番 3、市道、里道  
2, 435. 00 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市南区城南町舞原 228 番地 2  
株式会社 未来地所  
代表取締役 村田 學

**東 区**

東 区 告 示 第 1 3 号

平成 25 年 12 月 16 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 25 年 12 月 12 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市東区長 西 島 徹 郎

以下、登載省略

**南 区**

南 区 告 示 第 9 号

平成 25 年 12 月 26 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 25 年 11 月 26 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市南区長 永 目 工 嗣

以下、登載省略

# 交 通 局

交通局規程第 1 3 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 6 日

熊本市交通局自動車安全管理規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 中 山 弘 一

## 熊本市交通局自動車安全管理規程

### 目次

第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)

第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等 (第 3 条—第 6 条)

第 3 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制 (第 7 条—第 1 0 条)

第 4 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法 (第 1 1 条—第 1 8 条)

### 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程 (以下「本規程」という。) は、道路運送法 (昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号。以下「法」という。) 第 2 2 条の 2 の規定に基づき、熊本市交通局 (以下「局」という。) の自動車運送事業において輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 本規程は、局の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第 3 条 熊本市交通事業管理者 (以下「事業管理者」という。) は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、局内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たすとともに、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、職員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 局は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック及び改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全職員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。

3 局は、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第 4 条 局は、前条に掲げる輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

(1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全を管理する規程に定められた事項を遵守すること。

(2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。

(3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。

(4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、局内において必要な情報を伝達、共有すること。

(5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第 5 条 局は、第 3 条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第 6 条 局は、前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第 3 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(事業管理者等の責務)

第 7 条 事業管理者は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

- 2 事業管理者並びに次長及びバス事業に係る課長（以下これらの職を「関係管理職」という。）は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 事業管理者及び関係管理職は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 事業管理者及び関係管理職は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

（局内組織）

第 8 条 事業管理者は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための局の管理を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者 輸送の安全に関する業務を統括する。
- (2) 統括運行管理者 運行管理に関する業務を統括する。
- (3) 運行管理者 運行の安全の確保に関する業務を行う。
- (4) 整備管理者 車両整備に関する業務を統括する。
- (5) その他必要な責任者

- 2 所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、統括運行管理者を統括し、指導監督を行う。
- 3 統括運行管理者は、所長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所内を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括責任者が病気等を理由に局に不在である場合や重大事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

（安全統括管理者の選任及び解任）

第 9 条 事業管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則第 4 7 条の 5 に規定する要件を満たす者であつて、安全に関して十分な知識及び経験を有する者のうち、原則として関係管理職の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
  - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
  - (2) 身体に故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
  - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（安全統括管理者の責務）

第 10 条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全職員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、職員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、事業管理者、関係管理職に報告すること。
- (6) 事業管理者、関係管理職及びその他必要な責任者に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、職員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第 4 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第 1 1 条 局は、第 3 条に掲げる輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第 1 2 条 関係管理職と現場又は運行管理者と職員等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に局内において伝達され、共有されるように努める。

2 安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過又は隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第 1 3 条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

2 局は、事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、関係管理職又は局内の必要な部署等に速やかに伝達されるよう努める。

3 安全統括管理者は、局内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

4 局は、自動車事故報告規則（昭和 2 6 年運輸省令第 1 0 4 号。以下「規則」という。）に定める事故、災害等があった場合は、規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第 1 4 条 局は、第 5 条に定める輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第 1 5 条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

3 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、関係管理職に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第 1 6 条 局は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において、現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第 1 7 条 局は、輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、規則第 2 条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全を管理する規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

2 事故発生後における再発防止対策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第 1 8 条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 自動車運送事業を担当する課長は、輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議に議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、関係管理職に報告した是正処置又は予防措置を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前号に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 12 月 26 日から施行する。

## 上 下 水 道 局

上下水道局告示第 71 号

平成 25 年 12 月 18 日

次の者から給水装置工事の事業の休止の届出があったので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年水道局規程第 5 号）第 10 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	休止年月日
第 716 号	熊本市北区植木町岩野 1375 番地 株式会社九建 代表取締役 新永 隆一	平成 25 年 11 月 1 日

## 病 院 局

病院局規程第 14 号

平成 25 年 12 月 27 日

熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程（平成 21 年病院局規程第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 2 項第 2 号ア(エ)中「及び(ウ)」を「又は(ウ)」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第23条、第24条関係）

(表)

単 身 赴 任 届

年 月 日 提出

熊本市病院事業管理者 (宛)		所 属 課 名	職 名	職 員 コ ー ド	氏 名	
					印	
勤務公署名				所 在 地		
届出の理由	<input type="checkbox"/> 1 新規 <input type="checkbox"/> 2 異動 <input type="checkbox"/> 3 転居( <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 ) <input type="checkbox"/> 4 その他( )			左記事実の発生年月日	年 月 日	
熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程第23条の規定に基づき、配偶者等との別居の状況等を届け出ます。						
異居 直前 の 状況等	本人の住居					
	同居者	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 子( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 子( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 子( 年 月 日生)				
異動発令年月日		年 月 日	配偶者と別居した年月日		年 月 日	
異 動 後 の 居 住 状 況 等	配偶者と別居した事情	<input type="checkbox"/> 熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第10条第1号に該当 <input type="checkbox"/> 1 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員の父母、配偶者の父母又は同居の親族を介護すること <input type="checkbox"/> 2 配偶者が学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること <input type="checkbox"/> 3 配偶者が引き続き就業すること <input type="checkbox"/> 4 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること <input type="checkbox"/> 5 その他( ) <input type="checkbox"/> 熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第10条第2号(権衡職員)に該当 [ ]				
	本人の住居			入居年月日	年 月 日	
	住居における同居者	<input type="checkbox"/> 子( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 子( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 子( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> その他(続柄 年 月 日生) <input type="checkbox"/> その他(続柄 年 月 日生)				
	配偶者の住居	異動直前の本人の住居と <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる(住所 入居年月日 年 月 日)				
所属長 確認印		庶務担当 者確認印		年 月 日 受理		

単 身 赴 任 手 当 支 給 確 認 欄		支 給 決 定		年 月 日 受 理	
届出内容の確認日	年 月 日	年 月 日・金額	改 定	改 定	
異動発令年月日	年 月 日	年 月 日	円	円	
別居年月日	年 月 日		改 定	改 定	
別居事由	1 2 3 4 5/権衡職員	円	年 月 日	年 月 日	
異 動 先			円	円	
熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第10条及び同条に基づく熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程第24条の規定に従い上記のとおり確認し決定する。  年 月 日		課 長			



(裏)

## 記 入 上 の 注 意

(単身赴任届)

- 1 太線枠内及び提出年月日のみ記入すること。
- 2 「届出の理由」欄には、該当する理由の□の中にレ印を付し（新規の場合は理由1のみにレ印を付する。）、理由4に該当する場合はその内容を( )内に記入すること。
- 3 「届出の理由」欄中「2異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に勤務公署を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「3転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に住居を移転した場合の当該転居をいう。
- 4 配偶者のない者にあつては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入する。
- 5 「届出の理由」の1以外に該当する場合は、「異動直前の居住状況等」欄の記入は要しない。
- 6 「配偶者と別居した事情」欄には、該当□の中にレ印を付し、理由5又は権衡職員に該当する場合は、( )内にその理由を記入すること。
- 7 「住居における同居者」欄には、該当□の中にレ印を付し、( )内に生年月日を記入し、その他に該当する場合は、職員との続柄についても記入すること。
- 8 「配偶者の住居」欄には、該当□の中にレ印を付し、異なる場合は( )内に住所及び入居年月日を記入すること。
- 9 単身赴任手当を受けていた職員が、要件を欠いた場合には、「届出の理由」欄中「2異動」、「3転居」又は「4その他」の該当□の中にレ印を付し、「2異動」の場合には、異動発令年月日のみを、「3転居」の場合には、転居年月日のみを、「4その他」の場合には( )内に(要件の喪失)とのみ記入すること。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

**教 育 委 員 会**

教委告示第16号

平成25年12月20日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会委員長 崎 元 達 郎

1 日時

平成25年12月26日(木) 午後2時から

2 場所

マスマチュアル生命ビル 7階 会議室

3 協議

- (1) 熊本市教育振興基本計画の見直しについて
- (2) 熊本市立特別支援学校高等部の基本設計(案)について
- (3) 熊本市いじめ防止基本方針(案)について

4 報告

- (1) 教育振興基本計画実施計画の施策別計画(23・24年度実績)について
- (2) 平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について
- (3) 龍田小学校分離新設校 校名アンケートの結果について
- (4) 平成25年度体力・運動能力、運動習慣等調査結果について
- (5) 教育委員会への陳情・要望について
- (6) 第6回スクールミーティングの意見交換内容について
- (7) 広報広聴関係について

## 農業委員会

農委公告第14号

平成25年12月27日

熊本市農業委員会総会会議規則第2条により農業委員会総会を次のとおり招集する。

熊本市農業委員会会長 森 日出輝

1 日時 平成26年1月8日(水) 午後3時

2 場所 市役所14階大ホール

3 議題

- 第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請(会許可分)
- 第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請
- 第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請
- 第4号議案 土地改良法第3条による資格証明願
- 第5号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(10号)
- 第6号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明願

## 人事委員会

人委規則第6号

平成25年12月20日

熊本市単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長 森 山 義 文

熊本市単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則

熊本市単身赴任手当支給規則(平成6年人委規則第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号ア(エ)中「及び(イ)」を「又は(イ)」に改める。

様式第1号を次のように改める。



(裏)

## 記 入 上 の 注 意

(単身赴任届)

- 1 太線枠内及び提出年月日のみ記入すること。
- 2 「届出の理由」欄には、該当する理由の□中にレ印を付し(新規の場合は理由1のみにレ印を付する。)、理由4に該当する場合はその内容を( )内に記入すること。
- 3 「届出の理由」欄中「2異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に勤務公署を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「3転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に住居を移転した場合の当該転居をいう。
- 4 配偶者のない者にあつては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入する。
- 5 「届出の理由」の1以外に該当する場合は、「異動直前の居住状況等」欄の記入は要しない。
- 6 「配偶者と別居した事情」欄には、該当□の中にレ印を付し、理由5又は権衡職員に該当する場合は、( )内にその理由を記入すること。
- 7 「住居における同居者」欄には、該当□の中にレ印を付し、( )内に生年月日を記入し、その他に該当する場合は、職員との続柄についても記入すること。
- 8 「配偶者の住居」欄には、該当□の中にレ印を付し、異なる場合は( )内に住所及び入居年月日を記入すること。
- 9 単身赴任手当を受けていた職員が、要件を欠いた場合には、「届出の理由」欄中「2異動」、「3転居」又は「4その他」の該当□の中にレ印を付し、「2異動」の場合には、異動発令年月日のみを、「3転居」の場合には、転居年月日のみを、「4その他」の場合には( )内に(要件の喪失)とのみ記入すること。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。